

(別紙)

農業振興地域制度に関する参考様式集

令和 5 年 4 月
農林水産省農村振興局農村政策部

農業振興地域制度に関する参考様式集

目 次

第1	農業振興地域整備基本方針参考例	1
第2	農業振興地域整備基本方針協議資料例	5
	（様式1）農業振興地域整備基本方針変更案の概要	5
	（様式2）農業振興地域整備基本方針新旧対照表	9
第3	市町村農業振興地域整備計画書参考例	10
第4	市町村農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料参考例	38
第5	都道府県農業振興地域整備計画書参考例	68
第6	農業用施設用地例（法第3条第4号該当施設）	79
第7	地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（振興条例計画）参考様式	83
第8	地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（振興計画）参考様式	97
第9	その他参考様式	125
	（様式1）農業用施設事業計画書	125
	（様式2）開発許可申請書（法第15条の2第1項）	127
	（様式3）開発許可意見書（法第15条の2第3項）	129
	（様式4）開発協議書（法第15条の2第8項）	130
	（様式5）違反開発行為報告書（法第15条の3）	132
	（様式6）違反開発行為通知書（法第15条の3）	134
	（様式7）違反開発行為命令書（法第15条の3）	135
	（様式8）勧告対象事案報告書（法第15条の4第1項）	136
	（様式9）勧告書（法第15条の4第1項）	137

(注意事項)

1 本参考様式集における略記は、以下のとおりである。

法……………農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

政令……………農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号）

規則……………農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）

ガイドライン

……………「農業振興地域制度に関するガイドライン」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構
改 C 第 261 号）

基本指針……………農用地等の確保等に関する基本指針

基本方針……………農業振興地域整備基本方針

指定予定地域（農業振興地域指定予定地域）

……………農業振興地域として指定することを相当とする地域（農業振興地域の整備に
関する法律第 4 条第 2 項第 2 号）

2 本参考様式集に例示する様式中の時点の表記、年度・年次表記は、実際の基本方針等の策
定・変更時期に合わせて記載されたい。

第 1 農業振興地域整備基本方針参考例

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

(法第 4 条第 2 項第 1 号)

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

① 確保すべき農用地等の面積(※)の目標

- ・ 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年
- ・ 目標設定の基準年の農用地区域内の農地面積
- ・ これまで（基準年までの5年間）のすう勢が今後も継続した場合における目標年までの農用地区域内の農地面積の減少
- ・ 目標年までの集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進
- ・ 目標年までの荒廃農地の発生防止
- ・ 目標年までの荒廃農地の解消
- ・ 目標年までの確保すべき農用地等の面積として各都道府県において独自に考慮すべき事由
- ・ 目標年において確保すべき農用地等の面積の目標

※ 基本方針における「農用地等の面積」は、農用地区域内の農地面積から荒廃農地の面積を除いたものである。

② 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

- ・ 農地の保全・有効利用
- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 非農業的土地需要への対応（公用施設又は公共用施設の整備との調整）
- ・ 農用地等の面積や土地利用に関する現状の適切な把握
- ・ 交換分合制度の活用
- ・ 推進体制の確立等
- ・ その他都道府県の農業の特性を踏まえた施策の推進

(2) 農業上の土地利用の基本的方向（都道府県の農業地帯別）

- ・ 気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等
- ・ 人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向
- ・ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(法第 4 条第 2 項第 2 号)

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県北 農業地帯	○○地域 (○○市)	○○市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 xxxha (農用地面積 xxxha)	
	△△地域 (△△町)	△△町のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 xxxha (農用地面積 xxxha)	
	◇◇地域 (◇◇市)	◇◇市の概ね全域	総面積 xxxha (農用地面積 xxxha)	
	□□地域 (□□村)	□□村のうち規模の大きな森林等を除いた地域	総面積 xxxha (農用地面積 xxxha)	

地帯計	XX地域		総面積 xxxha (農用地面積 xxxha)	
県計	YY地域		総面積 xxxha (農用地面積 xxxha)	

添付図面：指定予定地域の範囲を示した図面（縮尺 20 万分の 1 程度。範囲の境界は緑色で  として示す。）

3 基本的事項（法第 4 条第 2 項第 3 号）

(1) 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号イ）

- 農業生産基盤の整備及び開発の方向
 - ・ 原則として農用地区域を対象に実施
 - ・ 都道府県の農業の特性を踏まえた農業生産基盤整備事業の推進
- 都道府県の農業地帯別の構想
 - ・ 田の整備
ほ場の大区画化の推進、汎用田化、用排水分離を基本とする用排水施設の整備等
 - ・ 畑の整備
農道の整備、田との一体的な整備、畑地かんがい施設の整備等
 - ・ 樹園地の整備
農道の整備、かんがい施設の整備等
 - ・ 採草放牧地の整備
草生の改良、放牧用施設の整備等
- 広域整備の構想
 - ・ 用排水施設の新設・改良
 - ・ 区画整理等のほ場の整備
 - ・ 農道整備

(2) 農用地等の保全に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号ロ）

- 農用地等の保全の方向
 - ・ 農用地等の保全の必要性
 - ・ 農用地等の保全の基本的方向（都道府県の農業地帯別）
- 農用地等の保全のための事業
 - ・ 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業
 - ・ ほ場整備事業等による荒廃農地の整備・復旧
- 農用地等の保全のための活動
 - ・ 荒廃農地の適切な保全管理の支援
 - ・ 荒廃農地を含む効率的かつ安定的な農業経営を営む者への利用集積の促進
 - ・ 基金造成や集落協定に基づく棚田等の持続的な保全活動

(3) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号ハ）

- 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向
 - ・ 農地の利用集積の推進

- ・ 農地の効率的な利用の促進
 - 都道府県の農業地帯別の構想
 - ・ 主要な営農類型
 - ・ 目標経営規模（効率的かつ安定的な農業経営）
 - ・ 農地の利用集積の推進（利用集積目標達成の取組、農地中間管理事業の活用、農作業受委託の促進等）
 - ・ 農地の効率的な利用の促進（荒廃農地活用、耕地利用率の向上等）
 - ・ 農業生産組織の活動の促進
- (4) 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ニ）
- 重点作物別の構想
 - ・ 水稻
 - ・ 麦類
 - ・ 野菜
 - ・ 花き
 - ・ 果樹
 - ・ 豆類
 - ・ 畜産
 - ・ その他
 - 都道府県の農業地帯別の構想
 - ・ 水稻
 - ・ 麦類
 - ・ 野菜
 - ・ 花き
 - ・ 果樹
 - ・ 豆類
 - ・ 畜産
 - ・ その他
 - 広域整備の構想
 - ・ 農業機械化センター
 - ・ 共同集出荷施設
 - ・ 共同処理加工施設
- (5) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ニ）
- 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向
 - ・ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況
 - ・ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向
 - 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備
 - ・ 技術・知識の研修施設、情報通信施設
 - ・ 居住のための住宅施設
 - ・ 福祉施設及び医療施設
 - 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動
 - ・ 就農準備等に必要な資金手当

- ・ 生産基盤となる農地の円滑な取得
- ・ 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制
- ・ 農業教育の推進

(6) (3)に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
(法第4条第2項第3号へ)

- 農業就業者の安定的な就業の促進の目標
 - ・ 工業、商業、観光、サービス産業等農業以外の産業における農業従事者の就業の状況
 - ・ 農業従事者の就業に伴う都市等への流出防止
 - ・ 地場産業、農村資源活用による農業従事者の就業構造改善等、農村の定住条件の整備による専業的農家を中心とした農用地の有効利用の促進
- 農村地域における就業機会の確保のための構想
 - ・ 農畜産物加工・販売施設の整備（高付加価値）
 - ・ 地域特産品や地場産業の活用による安定的な就業の促進
 - ・ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づく企業の計画的導入
 - ・ 観光面と連携した農業の推進

(7) 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）

- 生活環境施設の整備の必要性
 - ・ 農村部における生活環境施設の整備の状況
 - ・ 生活環境施設の整備の基本的方向
- 生活環境施設の整備の構想
 - ・ 適正かつ効率的な施設の配置
 - ・ 農村地域の特性を生かした施設整備
 - ・ 集会施設、農村広場、農村公園等の整備の推進

第2 農業振興地域整備基本方針協議資料例

(様式1) 農業振興地域整備基本方針変更案の概要

1 確保すべき農用地等の面積の目標に関する事項

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

	基準年 (年)	目標年 (年)
農用地区域内農地面積	ha	ha

(2) 確保すべき農用地等の面積の目標の算出基礎

基本方針の農用地区域内農地（耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」）の面積の目標を示すとともに、その算定に当たっての考え方及び基本的な算出方法（計算式等）を明らかにする。

(算出資料例)

算定根拠がわかるようにバック資料等を添付する。

確保すべき農用地等の面積の目標

都道府県名

○令和元年現在の農用地区域内の農地面積 ha A

1 すう勢	<input type="text"/> ha	B = (a) + (b)																												
(1) 農用地区域からの除外面積	<input type="text"/> ha	(a)																												
【考え方】																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地転用による農用地区域からの除外面積 (ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方公共団体等の具体的な計画による除外 (ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地転用による除外 (上記を除く) (ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査 ・地方公共団体等の具体的な計画による除外 (様式8a) ・農地転用による除外 (上記を除く) (様式8b)</p>				H27	H28	H29	H30	R1	平均	農地転用による農用地区域からの除外面積 (ha)							地方公共団体等の具体的な計画による除外 (ha)							農地転用による除外 (上記を除く) (ha)						
	H27	H28	H29	H30	R1	平均																								
農地転用による農用地区域からの除外面積 (ha)																														
地方公共団体等の具体的な計画による除外 (ha)																														
農地転用による除外 (上記を除く) (ha)																														
(2) 荒廃農地の発生面積	<input type="text"/> ha	(b)																												
【考え方】																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒廃農地の新規発生面積 (ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>荒廃農地の発生 (ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>荒廃農地の再発生 (ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査 ・荒廃農地の新規増加面積 (様式6d)</p>				H27	H28	H29	H30	R1	平均	荒廃農地の新規発生面積 (ha)							荒廃農地の発生 (ha)							荒廃農地の再発生 (ha)						
	H27	H28	H29	H30	R1	平均																								
荒廃農地の新規発生面積 (ha)																														
荒廃農地の発生 (ha)																														
荒廃農地の再発生 (ha)																														

○これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和12年時点の農用地区域内の農地面積 ha C = A - B

2 施策効果 ha D = (a) + (b) + (c)

(1) 農用地区域への編入促進 ha (a)

【考え方】

団地規模	農振白地農地面積	
		基盤整備済
20ha以上 (ha)		
10ha～20ha (ha)		
10ha未満 (ha)		

(出典) 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査 (令和元年)
 ・団地規模別農振白地農地面積 (様式9)

(2) 荒廃農地の発生防止 ha (b)

【考え方】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
農用地区域内の集積面積目標 (ha) ①												
農用地区域内の集積面積 (H27～R1平均が継続) (ha) ②												
③ = ① - ②												
各年の荒廃農地の発生防止面積 (ha) ③ × ⑥												

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均	荒廃農地の発生率 (‰/年) ② ÷ ④
農用地区域内農地面積 (ha)							④	
農用地区域内荒廃農地の新規発生面積 (ha)							⑤	

(出典) 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査
 ・農用地区域内農地 (耕地) 面積 (様式4)
 ・荒廃農地の新規増加面積 (様式6d)

(3) 荒廃農地の解消 ha (c)

【考え方】

$$\text{A分類面積 (R1)} - \left(\text{A分類面積 (R1)} \times \text{④の割合} \right) = \text{}$$

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均	割合 ④ = ③ / ②
農用地区域内の荒廃農地面積 (A分類) (ha)							②	
うち、転用等によるA分類の減少面積 (再生以外の要因) (ha) ③							③	

(出典) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
参考) 農用地区域内の荒廃農地の再生面積 (ha)							

(出典) 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査
 ・荒廃農地の再生面積 (様式6e)

3 その他都道府県において独自に考慮すべき事由 ha E=①-②...

ア ○○ ha ①増

【考え方】

イ ○○ ha ②減

【考え方】

○令和12年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標 ha $F=C+D+E$

基準年からの増減 ha $G=F-A$

2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(1) 指定予定地域変更の概要

① 指定予定地域数の変更

	現 行	変更案	増 減	備 考（関係市町村等）
指定予定地域数				
関係市町村数				

② 指定予定地域面積の変更

	関係市町村数	総面積	農用地面積
現 行		ha	ha
変更案		ha	ha
増 減		ha	ha

(2) 農業振興地域指定予定地域の規模新旧比較

農業振興 地域名	旧基本方針の 指定予定面積 ① ha	新基本方針の 指定予定面積 ② ha	差 引 ②-① ha	変 更 理 由
A				
B				
C				
D				
合 計				

(様式2) 農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行の農業振興地域整備基本方針	農業振興地域整備基本方針変更(案)

地域指定年度	
計画策定年度	
計画見直し年度	

〇〇農業振興地域整備計画書

年 月

〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）

目 次

ページ

第 1 農用地利用計画	
1 土地利用区分の方向.....	
(1) 土地利用の方向.....	
ア 土地利用の構想.....	
イ 農用地区域の設定方針.....	
(2) 農業上の土地利用の方向.....	
ア 農用地等利用の方針.....	
イ 用途区分の構想.....	
ウ 特別な用途区分の構想.....	
2 農用地利用計画.....	
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	
2 農業生産基盤整備開発計画.....	
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	
4 他事業との関連.....	
第 3 農用地等の保全計画	
1 農用地等の保全の方向.....	
2 農用地等保全整備計画.....	
3 農用地等の保全のための活動.....	
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	
第 5 農業近代化施設の整備計画	

1	農業近代化施設の整備の方向
2	農業近代化施設整備計画
3	森林の整備その他林業の振興との関連
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向
2	農業就業者育成・確保施設整備計画
3	農業を担うべき者のための支援の活動
4	森林の整備その他林業の振興との関連
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策
3	農業従事者就業促進施設
4	森林の整備その他林業の振興との関連
第8	生活環境施設の整備計画
1	生活環境施設の整備の目標
2	生活環境施設整備計画
3	森林の整備その他林業の振興との関連
4	その他の施設の整備に係る事業との関連
第9	付図別添
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）	
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）	
別記	農用地利用計画
(1)	農用地区域
	ア 現況農用地等に係る農用地区域
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
(2)	用途区分

様 式

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

単位： ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設 用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (〇〇年)					()	()								100.0
目標					()	()								100.0
増減														

(注) () 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

記 載 要 領

地域の位置（範囲）、自然的条件、土地利用の現況等その地域の概況を簡潔に記述し、併せてその地域の人口及び産業の将来の見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途土地利用の方向並びに地域農業の近代化、地域農業生産の確保を図るために必要な農用地及び農業用施設用地の確保についての基本的な考え方を総括的に記述する。さらに、これらの方向に基づく主要な用途間（農用地、農業用施設用地、森林・原野、住宅地、工場用地等）の移動の構想について、それぞれごとのおおよその移動量を含めて記述する。

- ① 本様式集第4の「市町村農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料参考例」第3の1の記載要領に準じて記入する。
- ② 「森林・原野」欄の（ ）内には、混牧林地面積を内数で記入する。

地域内にある現況農用地に係る農用地区域を設定するに当たって、その基本的な考え方及びおおよその範囲について記載例を参考として記述する。

（記載例）

（ア）現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地〇〇〇haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約〇〇〇haについて、農用地区域を設定する方針である。

（農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地）

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
		ha	ha	ha	

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

- (注) 上表に記載する地域、地区及び施設計画の範囲は、法第 10 条第 4 項に該当する次の土地とする。
- ・ 土地改良事業等における非農用地区域（法第 10 条第 4 項、政令第 8 条第 1 項第 1 号）
 - ・ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律による優良田園住宅（政令第 8 条第 1 項第 2 号）
 - ・ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律による実施計画並びに総合保養地域整備法、多極分散型国土形成促進法並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による開発計画等に基づき整備される施設（政令第 8 条第 2 項）
 - ・ 道路、河川等公益性が特に高いと認められる施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい障害を及ぼすおそれが少ないもの（政令第 8 条第 1 項第 4 号、規則第 4 条の 5）
- a 集团的に存在する農用地
10ha 以上の集团的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
 - ・ 区画整理
 - ・ 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
 - ・ 埋立て又は干拓
 - ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・ 果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
 - ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・ 農山漁村活性化法第 5 条第 2 項第 2 号ニに規定する農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業の用に供する土地
 - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
 - ・ 地域計画の区域内にある土地
 - ・ 基盤法に基づく認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・ 都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地
- ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。
- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が〇〇ha 以下の農用地
該当集落数 〇〇 該当農用地面積 約〇〇ha
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地
- ・ 〇〇集落の〇〇、〇〇集落の〇〇に存在するおおむね傾斜度 1 / 〇〇以上の農用地約〇〇ha
 - ・ 都市公害（都市排水等による汚染）が激しく、今後農用地としての存続が困難と認められる〇〇、〇〇の区域内にある農用地約〇〇ha
- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる〇〇集落周辺農用地約〇〇ha、〇〇集落周辺農用地約〇〇ha

地域内にある土地改良施設等（ア）の農用地区域とする現況農用地の保全又は利用上必要な施設）の用に供される土地の農用地区域設定に当たって、その基本的な考え方及びおおよその範囲について、記載例を参考として記述する。

（記載例）

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

土地の種類	所在（位置）	所有者又は 管理者	面積	利用しようとする用途	備考
計					

記 載 要 領

土地改良施設の名称	位置（集落名等）	面積	土地改良施設等の種類
		ha	
計	/		/

地域内にある農業用施設用地に係る農用地区域を設定するに当たって、その基本的な考え方及びおおよその範囲について、記載例を参考として記述する。

（記載例）

（ウ）農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設の種類
		ha	
計	/		/

地域農業の近代化、農業経営規模の拡大のための必要性等、現況森林、原野等について農用地区域を設定する具体的な理由及びおおよその位置、規模等について総括的に簡潔に記述するとともに、主な区域ごとに明らかとなるよう記述する。

また、現在事業実施中又は調査計画中の地区以外の森林、原野等について農用地区域を設定する際には、その開発の見込み等を具体的に十分明らかにする。

- ① 「土地の種類」欄は、「林地」「原野」等のように記載する。
- ② 「所在」欄は、地区・区域番号（別記農用地利用計画の(1)のアで定める番号。以下同じ。）を記入する。
また、必要により地番又は林班番号を記入する。
- ③ 「所有者又は管理者」欄は、「国有地」「公有地」「私有地」等のように記入する。
- ④ 林地の場合は備考欄に、「人工林」「天然林」等のように林地の種類を記入するとともに、「人工林」の場合は植林された年次及び伐期を付記する。

様 式

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
	()	()	()													
計																

(注) ()内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積である。

イ 用途区分の構想

(ア) ○○地区

(イ) ○○地区

ウ 特別な用途区分の構想

(ア) ○○地区

農用地区域を設定しようとする農用地等についての利用の状況及び農業生産の目標等との関連を含めた将来における地域全体の農用地等の利用の方針を簡潔に記述するとともに、必要に応じ、地域内を小区分して、その区域（例えば旧市町村程度を単位する区分。以下「地区」という。）ごとに記述する。

なお、混牧林利用の増大が見込まれるときは、混牧林地としての利用の必要性等について付記する。

「森林・原野等」欄は、現況森林、原野、雑種地等の面積を記入するとともに、内数として、ガイドライン第 11 の 5 の (1) の ① の地域、地区に含まれる現況森林、原野、雑種地等であって農用地区域に含まれるものの面積を括弧書で付記する。

地区内において農用地区域を設定しようとする農用地等を水系、地形等により、必要に応じ、道路、鉄道、河川等の一定の地物、施設、工作物からの距離及び方向を用いることにより、農用地群又は農業用施設用地群として、おおよその位置及び規模を示し、その農用地群又は農業用施設用地群ごとに現況用途の分布、農業生産基盤整備状況及び農用地又は農業用施設用地の条件等の概況と将来用途の構想を簡潔に記述する。

(記載例)

〇〇地区

- a 〇〇川流域に属する県道〇〇線の西部緩傾斜地帯のおおよそ〇〇ha の農用地は、その 1/3 が田として、2/3 が畑としての利用がされ、田については、小規模に分散し、機械化の条件に恵まれないことから、田から畑への転換を進め、野菜生産の主産地化計画の基盤として農地の利用を促進する。
- b 〇〇台地に展開する農用地おおよそ〇〇ha は、総体的には畑であるが、樹園地との混在が随所にみられ、農業生産の合理化を阻害していることから、樹園地については既存樹園地密度の高い町道〇〇線の左側丘陵部に集団化を進め、農地としての効率的な利用を進める。
- c 〇〇集落周辺に展開する農用地等においては、施設園芸が拡大しつつあり、今後花きの産地としての拡大が十分見込まれることから、農業用施設用地とすることにより、花き団地としての合理的な土地利用を推進するとともに、必要な農業近代化施設の一体的な整備を図る。

(記載例)

必要に応じ、上記の用途区分の範囲内において、農業上の用途を更に細分して特別の用途区分を指定することにより、農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図ることとし、その構想を簡潔に記述する。

〇〇地区

- a 〇〇水系に属する平坦部の農用地おおよそ〇〇ha については、大区画の汎用田として既に整備が相当進められており、そのほとんどが、団地性〇〇ha 以上で構成され、本地域における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、農地としての用途のほか、高生産性農業地域として特別な用途を指定することとし、引き続き大規模な土地利用型農業を行う農地としての利用をすすめる。

(イ) ○○地区

2 農用地利用計画
別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

ア ○○地区

イ ○○地区

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対函番号	備考
		受益地区	受益面積		
			ha		

3 森林の整備その他林業の振興との関連

4 他事業との関連

- b ○○集落の周辺に展開する農用地等おおよそ○○ha は、畑、畜舎及び農業近代化施設の利用が混在し、畑の農業生産の合理化を阻害するとともに、畜舎のうち養豚経営によるものが農村集落に畜産公害を及ぼしつつあるので、養豚経営のための畜舎については隣接する○○山麓の北面緩傾斜地帯に特別な用途を指定して養豚団地として集団化し、また、○○集落周辺は大型機械化が可能となるよう畑として集団化を図り、養豚団地から生ずる糞尿を畑に還元して畑作経営と養豚経営の結合を図ることにより合理的な土地利用を推進する。

地域内にある農用地のうち、農用地区域に含まれる既存農用地の用途別土地条件及び条件別面積（団地性、傾斜度等）、農業生産基盤整備の状況（農用地区域内の総農用地面積のうち、整備済み面積等）について簡潔に記述するほか、農用地利用計画に即し、農産物の需要の動向に即応しうる農業生産構造の確立を図る上で今後進めるべき既存農用地の整備、未墾地の開発及び農用地の保全についての方向を要整備・開発面積を含め、地域全体について総括的に簡潔に記述するとともに、地区ごとに農業生産基盤の整備・開発の構想を次により記述する。

地区内の農用地区域で計画しようとする農業生産基盤の整備、開発について、そのねらい、基幹的な事業の種類及び事業の概要を内容とした総括的な構想を簡潔に記述する。

なお、地区の範囲が広域である等構想の明確化を期し難い場合は、地区内を水系、地形等により区分し、その区域ごとに構想を記述する。

- ① 「事業の種類」欄は、ガイドライン第11の3の(1)の①のイにより記入する。
- ② 「事業の概要」欄は、「用水改良」の場合は「用水路の新設改修、畑かん施設整備」のように、「農道整備」の場合は「農道網の整備のための改修、新設、舗装」のように、それぞれの事業種類ごとに主要工事の内容を記入する。
- ③ 「受益地区」欄は、受益農用地区域の地区・区域番号を記入する。なお、受益が2以上の地区にわたる場合は、地区・区域番号を列記する。
- ④ 「対図番号」欄は、1から一連の番号（1、2、3……）を記入する。
- ⑤ 備考欄は、具体的な補助事業等の導入について既に地元関係者における意向が固まっている場合は、具体的な事業名を明らかにする。

基本方針で明らかにしてある広域的な見地から行うことが相当な農業生産基盤の整備、開発に関する構想並びに現に実施中であるか、又は実施が計画されている広域的な農業農村整備事業及び治水、発電、上水道、一般道路等の事業との関係について記述する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
			ha		

3 農用地等の保全のための活動

4 森林の整備その他林業の振興との関連

地域内における耕作放棄や管理不十分による農用地等としての機能低下の状況、農地の防災保全のための施設の整備及び農用地等としての機能低下を防止するための活動等について、その現状を簡潔に記述するとともに、今後進めるべき既存農用地の保全、荒廃農地の解消等について、ハード事業及びソフト事業の両面から構想を記述する。

なお、具体的な構想として記述するに当たって、地域を区分して記述することを考慮する。

農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための排水施設・防災ダム等の防災施設整備など自然災害等による悪影響を除去するために行う事業、ほ場整備事業等による荒廃農地等の整備・復旧について、第2の2と同様に記入する。

- ① 「事業の種類」欄は、農用地等保全施設整備、防災施設整備等のほか、ガイドライン第11の3の(1)の①のイのうち該当するものを記入する。
- ② 「事業の概要」欄は、防災ダム、ため池、排水路、排水機場の新設改修や階段工、土留工、防風林整備及び区画整理のように、それぞれの事業種類ごとに主要工事の内容を記入する。
- ③ 「受益地区」欄は、受益農用地区域の地区・区域番号を記入する。なお、受益が2以上の地区にわたる場合は、地区・区域番号を列記する。
- ④ 「対図番号」欄は、1から一連の番号（1、2、3……）を記入する。
- ⑤ 備考欄は、具体的な補助事業等の導入について、既に地元関係者における意向が固まっている場合は、具体的な事業名を明らかにする。

耕作放棄や管理不十分による農用地等としての機能低下を防止するための活動及び中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する活動の観点からの直接支払いの実施など、農用地を保全するための具体的な活動について、以下のような観点から記述する。

- ① 耕作放棄地の保全管理の支援
- ② 耕作放棄地の有効活用を図るための施設整備
- ③ 農地の保全管理等のための資金援助
- ④ 集落協定に基づく農地保全活動に対する支援

様 式

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

ア ○○地区

イ ○○地区

	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化目標面積
個人 経営体		ha			ha
団体 経営体					

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア ○○地区

イ ○○地区

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

3 森林の整備その他林業の振興との関連

効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る農業経営。以下同じ。）の目標及びその育成方向について、総括的に記述する。

食品産業と関連した加工原材料の農産物を生産する地域においては、別途当該作目の生産農家の農業経営の目標及び育成方向について簡潔に記述する。

必要に応じ地区ごとにも記述する。

- ① 表作成に当たっては、普及指導センター等の指導を受ける。
- ② 「営農類型」欄は、「水稻＋トマト」、「肉用牛」のように主要作目を記入する。
- ③ 基盤法第6条第1項に基づく農業経営基盤強化促進基本構想との整合を図る。

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るための農用地等の流動化、農作業の受委託、農作業の共同化、地域農業集団、農業生産組織、地力の維持増進等の誘導方向を概括するとともに、必要に応じ、地区ごとに記述する。

なお、数値をもって明らかにする場合は、下表を参考にする。

	農用地等の流動化	農作業の受委託	農作業の共同化	耕地利用率	裏作導入	備考
現在(年)				%	ha	
○年						
△年						

(注) 年次の○年は、策定・変更年の5年後、△は10年後を指す。

- ① 1の誘導方向を実現するため、当該地域において、特に重点的に推進しようとする方策を記述する。
- ② 方策ごとに、必要な調査及び広報活動、対象とする者、地域の範囲（集落名、地区名等）、推進体制（方策推進に当たって指導的役割を果たすべき者等）を含め、推進に当たっての考え方を記述する。
- ③ 方策の種類については、ガイドライン第11の3の(3)のイを参照。

様 式

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

- (1) ○○地区
- (2) ○○地区

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
			ha	戸			

3 森林の整備その他林業の振興との関連

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考

3 農業を担うべき者のための支援の活動

4 森林の整備その他林業の振興との関連

地域の主要作目ごとに目標とする農業生産技術体系及び農業生産組織の考え方並びに生産から流通、加工にいたる一体的な施設整備の構想を含めて、地域全体について農業近代化施設の整備の基本的方向を簡潔に記述するとともに、地区ごとに具体的な構想として明らかにし記述する。

具体的な構想として記述するに当たって、必要に応じ、地区内を数個に区分して明確化を期する。

- ① 「施設の種類」欄は、ガイドライン第11の3の(4)の①のイにより記入する。
- ② 施設の種類名には、具体的な利用目的が明らかになるよう、「稲作」、「畑作」、「野菜」、「花き」、「みかん」等を冠する。
- ③ 「位置及び規模」欄は、字名及びおおよその処理能力、設置台数、飼養頭羽数等を記入する。（規則第4条の5第2項の規定により、農用地区域としない土地に該当するときは、施設の区域の面積についても記入する。）
- ④ 「受益地区」欄は、受益農用地区域の地区・区域番号を記入する。なお、受益が2以上の地区・区域にわたる場合は、地区・区域番号を列記する。
- ⑤ 「利用組織」欄は、当該施設を管理利用することが予定される組織を記入する。新たに組織を作る必要がある場合は、「(新規)」と記入し、組織の種類を記入する。
- ⑥ 「対図番号」欄は、1から一連の番号(1、2、3……)を記入する。
- ⑦ 備考欄は、具体的な施設整備について、既に整備することが固まっている場合は、具体的な施設名を明らかにする。

新規就農者及びその確保のための農作業体験施設、就農支援施設(技術・経営管理能力習得等)、情報通信施設(情報提供)等の整備状況について、現状を簡潔に記述するとともに、今後確保すべき新規就農者の目標並びにその確保のための施設及び農業を担う者やその家族が利用する福祉施設、医療施設、住宅施設等について、その構想を記述する。

新規就農者及びその確保のための施設及び農業を担うべき者やその家族が利用する福祉施設、医療施設、住宅施設等の具体的な整備について、次により記入する。

- ① 「施設の種類」欄は、ガイドライン第11の3の(5)のイにより記入する。
- ② 「施設の内容」欄は、具体的な利用目的が明らかになるよう記入する。
- ③ 「位置及び規模」欄は、字名及びおおよその利用者数を記入する。（規則第4条の5第2項の規定により、農用地区域としない土地に該当するときは、施設の区域の面積についても記入する。）
- ④ 「施設の対象者」欄は、新規就農者又はその家族、あるいは他の利用者について記述する。
- ⑤ 「対図番号」欄は、1から一連の番号(1、2、3……)を記入する。
- ⑥ 備考欄は、施設の事業主体等が明確である場合等に記入する。

2の施設の整備以外の、農業を担うべき者の育成・確保のための具体的な活動について、以下のような観点から記述する。

- ① 農業の技術・知識の習得への支援
- ② 就農準備等に必要な資金手当の支援
- ③ 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援
- ④ 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援
- ⑤ 将来の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の確保等の観点からの農業教育の推進

様 式

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

(単位：人)

区分		従業地								
I	II	市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	〇〇業									
	△△業									
計										
自営兼業										
計										
出稼ぎ										
計										
日雇・臨時雇										
計										
総計										

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

3 農業従事者就業促進施設

4 森林の整備その他林業の振興との関連

ガイドライン第 15 の 1 の(1)の基礎資料収集等により、農業従事者の出稼ぎ、日雇等の不安定兼業の就業実態を踏まえて、これらの者の就業改善の目標を記述する。

なお、必要に応じて就業促進の目標と農業構造の改善との関係についても記述する。

表については、本様式集第 4 の「市町村農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料参考例」第 8 の 2 の記載要領に準じて記入する。

- ① 当該地域において重点的に講ずべき方策の概要（実施時期、推進的役割を果たすべきものを含む。）を記述する。
- ② 方策の種類については、ガイドライン第 11 の 3 の(6)の①のイを参照。

農業従事者の安定的な就業の促進を図るための就業施設を整備しようとする場合には、その字名及びおよその就業者数（うち農業従事者数）等を記述する。

なお、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための就業施設の具体的な整備について定めることが適当と考える場合には、第 5 の 2、第 6 の 1 及び第 8 の 2 に準じて記述することを考慮する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考

3 森林の整備その他林業の振興との関連

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

第9 付図

別 添

1 土地利用計画図（付図1号）

2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）

3 農用地等保全整備計画図（付図3号）

4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）

5 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図5号）

6 生活環境施設整備計画図（付図6号）

地域内における生活環境の改善を図るため、生活環境施設の整備の目標を記述する。

当該地域における生活環境の整備を図る観点から必要とされる施設について、次により記入する。

- ① 「施設の種類」欄は、ガイドライン第11の3の(7)の①のイにより記入する。
- ② 「位置及び規模」欄は、字名及びおおよその規模、設備を記入する。（規則第4条の5第2項の規定により、農用地区域としない土地に該当するときは、施設の区域の面積についても記入する。）
- ③ 「利用の範囲」欄は、施設を利用する範囲として、字名又は集落名を記入する。
- ④ 「対図番号」欄は、1から一連の番号（1、2、3……）を記入する。
- ⑤ 備考欄は、具体的な施設整備について、既に整備することが固まっている場合は、具体的な施設名を明らかにする。

農道整備事業、農業集落排水事業等現に実施中であるか又は実施が計画されている農業農村整備事業や一般道路整備事業等、他の事業との関連について記述する。

整備計画書の付図として、10,000分の1～25,000分の1の市町村地形図を用いてそれぞれ次の内容を明らかにした図面を作成し、添付する。

なお、図面は必要により付図○号のその1、その2等のように分割しても差し支えない。

また、付図2号及び3号、あるいは4号、5号及び6号などのように、場合により各計画を併せて1枚の付図で表示しても差し支えない。

農業振興地域界、地区界、区域界及び地区・区域番号並びに用途区分界及び用途を明らかにした図面。

事業の種類名（計画の対図番号）及び事業の種類ごとのおおよその受益範囲を明らかにした図面。

事業の種類名（計画の対図番号）及び事業の種類ごとのおおよその受益範囲を明らかにした図面。

施設の種類名（計画の対図番号）及び施設のおおよその設置場所と受益範囲を明らかにした図面。規則第4条の5第2項の規定により、農用地区域としない土地に該当するときは、施設の区域を明示した2,500分の1～5,000分の1の図面についても添付。

施設の種類名（計画の対図番号）及び施設のおおよその設置場所を明らかにした図面。規則第4条の5第2項の規定により、農用地区域としない土地に該当するときは、施設の区域を明示した2,500分の1～5,000分の1の図面についても添付。

施設の種類名（計画の対図番号）及び施設のおおよその設置場所を明らかにした図面。規則第4条の5第2項の規定により、農用地区域としない土地に該当するときは、施設の区域を明示した2,500分の1～5,000分の1の図面についても添付。

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

記 載 要 領

今後とも農用地等として利用すべき現況農用地等及びこれらの土地に包含又は隣接している現況森林、原野等で、将来農用地等として利用すべき土地を一定の区域ごとに表示する。

なお、農用地区域の表示はガイドライン第 11 の 2 の (2) に基づき行うが、計画の明確化、簡略化を図るため、地域内の地区ごとに A、B、C のように一連の記号を付すとともに、一つの地区に含まれる個々の農用地区域ごとにも一連の番号を付して表示する。

(記載例)

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	〇〇川左岸線、〇〇市と〇〇町の境界線、県道〇〇線を順次結んで囲まれた区域	大字〇〇の〇〇番地、〇〇番地から〇〇番地の土地	
A-2	大字〇〇	町道〇〇線、〇〇線、〇〇線と〇〇川右岸線を順次結んで囲まれた区域内の土地	
B-1	大字〇〇 (以下、該当する地番をすべて記載)		

(記載上の注意)

- 1 「上表中において用いている一定の地物、施設、工作物は 年 月 日現在のものをいう。」旨を必ず付記する。
- 2 「区域の範囲」の大きさは、表示の手法によっても異なるが農用地等が地続きに存在するものは分断せず、なるべく大きく区分することが望ましい。おおよその目安としては「大字」程度とする。
- 3 農用地区域に国有地を含めている場合は、備考欄に、その位置及び規模を明らかにして、法第 11 条第 11 項の承認年月日と番号を記入する。ただし、法第 11 条第 1 項の公告の際は、記入する必要はない。
- 4 表示に当たって、「区域の範囲」、「除外する土地」など文章表示では明確を期しがたい場合は、その部分について、おおむね、500 分の 1～2,500 分の 1 程度の平面図を併用して表示の明確化を期する。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

(2) 用途区分

記 載 要 領

現況農用地等から隔絶して（飛地的に）存在する現況森林、原野等のうち将来農用地等として利用すべき土地を表示する。

（記載例）

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

下表に掲げる区域の土地は、農用地区域とする。

地区・区域番号	区域	備考
A-21	大字〇〇の〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地の土地	
A-22	大字〇〇の〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地と町道〇〇線を順次結んで囲んだ区域内の土地	
B-20	林班番号〇〇から〇〇までと、〇〇番地の土地	

（記載上の注意）

- 1 上表中の「地区・区域番号」欄の区域番号は、アの表中で用いた地区ごとの区域番号の末尾に続けた一連の番号を付す。
- 2 備考欄は、アの記載上の注意の3に準じて記入する。

用途区分の表示は、農用地区域の表示で用いた「地区・区域番号」を用いて、個々の農用地区域ごとに、その区域に含まれる土地の今後における農業上の用途（農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地）が明らかとなるようガイドライン第11の2の(2)に基づき表示する。

（記載例）

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。
 なお、特別な用途区分を指定する場合には、通常の用途区分に続いて、その細分する特別な用途を（ ）書きで記載する。

地区・区域番号	用途区分
A-1	農地：大字〇〇の〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地から〇〇番地、〇〇番地及び〇〇川左岸線と農用地区域界線を順次結んで囲まれた区域 （高生産性農業地域）：大字〇〇の〇〇番地、〇〇番地 農業用施設用地：大字〇〇の〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地及び〇〇番地 採草放牧地：上記農地又は農業用施設用地として区分した区域以外の区域
A-2	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：大字〇〇の〇〇番地、〇〇番地及び〇〇番地並びに大字〇〇の〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地及び〇〇番地
B-1	農地：全区域
B-2	農業用施設用地：大字〇〇の〇〇番地から〇〇番地まで及び〇〇番地 （養豚団地）：大字〇〇の〇〇番地から〇〇番地まで

第4 市町村農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料参考例

地域指定年度	
計画策定年度	
計画見直し年度	

〇〇農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料

年 月

〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）

目 次

ページ

第 1 地域の概況	
1 人口及び産業経済の動向及び見通し.....	
(1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し.....	
(2) 産業別生産額の動向及び見通し.....	
2 地域の開発構想.....	
3 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要.....	
4 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況.....	
第 2 農業生産の現況及び見通し	
1 重点作目の概要.....	
2 農業生産の動向及び見通し.....	
第 3 土地利用の現況及び見通し	
1 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し.....	
2 森林の混牧林地としての利用可能性.....	
第 4 農業生産基盤の現況及び見通し	
1 農地の整備率.....	
2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況.....	
農業生産基盤整備状況図.....	
第 5 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し	
1 経営体数の動向及び見通し.....	
2 耕地の拡張及びかい廃.....	
3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況.....	
農用地等保全整備状況図.....	
4 農用地利用集積の現況及び見通し.....	
5 権利移動の動向－農用地等の流動化諸方策別.....	
6 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の動向.....	
7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積.....	
第 6 農業近代化施設整備の現況及び見通し	
農業近代化施設整備状況図.....	

第 7	農業就業者育成・確保の現況及び見通し
1	新規就農者の動向及び見通し
2	農業就業者育成・確保施設の状況
	農業就業者育成・確保施設整備状況図
第 8	就業機会の現況及び見通し
1	農業従事者の就業の動向及び見通し－専兼業等別
2	農業従事者の就業の現況－他産業別
3	農村産業法等に基づく開発計画の概要
4	農業従事者に対する就業相談活動の現況
5	企業誘致及び企業誘致活動の現況
第 9	農村生活環境の現況及び見通し
1	農村生活環境整備事業等の実施状況
	農村生活環境整備状況図
2	農村生活環境整備の問題点
第 10	森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し
1	林業の概況
2	農業振興と林業振興の関連に関する現状と問題点
3	林業の振興に関する諸計画の概要
第 11	地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況
1	協定制度の実施状況
2	交換分合
(1)	実施状況
(2)	今後の見通し
第 12	農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等
1	推進体制図
2	市町村の財政状況
3	その他参考となる事項

様 式

第1 地域の概況

1 人口及び産業経済の動向及び見通し

(1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し

単位：人、世帯、%

	総人口		総世帯数		産業別就業人口				
		うち農 家人口		うち 農家	総就業 人口	第1次	うち農業	第2次	第3次
□年	(100)	()	(100)	()	(100)	()	()	()	()
◇年	(100)	()	(100)	()	(100)	()	()	()	()
○年 (現況)	(100)	()	(100)	()	(100)	()	()	()	()
△年 (見通し)	(100)	()	(100)	()	(100)	()	()	()	()

- (注) 1 市町村行政区域に関する数字である。
 2 () 内は構成比である。
 3 資料：

(2) 産業別生産額の動向及び見通し

単位：百万円、%

	産業別生産額				
	総生産額	第1次	うち農業	第2次	第3次
□年	(100)	()	()	()	()
◇年	(100)	()	()	()	()
○年 (現況)	(100)	()	()	()	()
△年 (見通し)	(100)	()	()	()	()

- (注) 1 () 内は構成比である。
 2 資料：

【共通事項】

- ① 様式中において、各記号の意義は、次のとおりとする。
- ・ 「○年（現況）」：整備計画策定予定年（引用する統計の年により多少前後しても差し支えない。）
 - ・ 「□年」、「◇年」：整備計画策定予定年から、それぞれ、おおむね10年前時点、おおむね5年前時点（引用する統計の年により多少前後しても差し支えない。）
 - ・ 「△年」：整備計画策定予定年から10年後時点
- ② 様式欄外（注）の「資料」により、数字の出典、推計方法等を明らかにする。

- ① 「□年」及び「◇年」欄のうち、「うち農家人口」及び「うち農家」欄は農林業センサス（農家人口は、農家世帯員数とする。）、その他の欄は国勢調査により記入する。
- ② 「○年（現況）」欄は、市町村統計により記入する。
- ③ 「△年（見通し）」欄は、都道府県将来推計人口、市町村が独自に作成した計画等によるほか、これまでのすう勢を踏まえた推計値等により記入する。

- ① 「□年」、「◇年」及び「○年（現況）」欄は、農林業センサス、市町村民経済計算等により記入する。
- ② 「△年（見通し）」欄は、市町村の総合計画等によるほか、これまでのすう勢等を踏まえた推計値等により記入する。

様 式

2 地域の開発構想

3 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要

計画等名	地域指定・計画策定等年度	指定地域等の範囲	内容

4 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況

地域等の名称	指定等年月日	根拠法令

第2 農業生産の現況及び見通し

1 重点作目の概要

記 載 要 領

地域の都市化及び工業化の動向、道路等の建設、産業振興、地域開発等に関する国、地方公共団体、事業者等の計画又は構想の概要を簡潔に記述する。

- ① 地域に関する野菜指定産地、酪農・肉用牛近代化計画、果樹広域濃密生産団地その他法令に基づく各種農業振興計画及び地域指定について記入する。
- ② 「内容」欄には、計画ごとにその概要を簡潔に記述する。

当該市町村の土地利用及び地域の農業以外の産業振興に関する地域等の指定のうち、法令に基づくものについて記入する。

- ① 水田の汎用化と水田農業の生産性の向上に留意しつつ、当該地域の農業生産の再編成を図る上での重点作目を明らかにし、その生産の動向と見通しについて記述する。
- ② 食品産業と関連した加工原材料の農産物を生産する地域においては、別途、当該作目に係る農業生産の動向と見通しについて記述する。

様 式

2 農業生産の動向及び見通し

単位：ha、頭、千羽、t

作目	□年		◇年		○年 (現況)		△年 (見通し)	
	作付面積 (飼養 頭羽数)	生産量	作付面積 (飼養 頭羽数)	生産量	作付面積 (飼養 頭羽数)	生産量	作付面積 (飼養 頭羽数)	生産量

(注) 資料：

第3 土地利用の現況及び見通し

1 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し

単位：ha、%

	総面積	農用地			混牧林地	農業用施設用地	小計	混牧林地 以外の山 林原野	住宅地	工業用地	その他
		農地	採草 放牧地	計							
□年	(100)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
◇年	(100)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
○年 (現況)	(100)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
△年 (見通し)	(100)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 1 () 内は構成比である。

2 資料：

記 載 要 領

- ① 1の重点作目を含め主要作目について記入する。
- ② 「□年」、「◇年」及び「○年（現況）」欄は、作物統計、農林業センサス等により記入する。
- ③ 「△年（見通し）」欄は、市町村の総合計画等によるほか、これまでのすう勢等を踏まえた推計値等により記入する。推計に当たっては、水田フル活用ビジョンとの整合を図ることに留意する。

- ① 「□年」、「◇年」及び「○年（現況）」欄のうち、「農用地」、「混牧林地」及び「農業用施設用地」欄は、「農業振興地域の管理状況調査」及び「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」の結果により記入する。
- ② 「□年」、「◇年」及び「○年（現況）」欄のうち、「混牧林地以外の山林原野」、「住宅地」、「工業用地」及び「その他」欄は、国土利用計画（市町村計画）が策定されている場合はそれぞれによる市町村行政区域の土地利用の動向を、策定されていない場合はそれぞれに準じて作成した市町行政区域の土地利用の動向を基礎として、当該地域の土地利用の動向を作成し記入する。
- ③ 「△年（見通し）」欄は、市町村の総合計画等によるほか、達成状況調査結果等による農用地区域からの除外・編入、荒廃農地の発生・再生等のこれまでのすう勢を踏まえた推計値等により結果を記入する。

様 式

2 森林の混牧林地としての利用可能性

単位：ha

	現況混牧林地面積 (年)	左以外の森林の混牧林地としての 利用可能性
市町村行政区域		
農業振興地域 (農用地区域 (案))		
その他		

(注) 「市町村行政区域」及び「その他」には、市街化区域及び用途地域に含まれる混牧林地及び混牧林地としての利用可能地は含まない。

第4 農業生産基盤の現況及び見通し

1 農地の整備率

単位：%

	現況 (年)	見通し
田		
畑		
樹園地		

- (注) 1 市町村行政区域内の数字である。
 2 田の整備率は、30 a 程度に整備された田の比率である。
 3 畑、樹園地の整備率は、農道が幹線、支線とも完備されたものの比率である。

2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積	事業費	主要工事の名称及び 事業量	事業主体	事業の着工完了 (予定) 年度	対図番号
	ha	千円				

農業生産基盤整備状況図 別添

記 載 要 領

- ① 「左以外の森林の混牧林地としての利用可能性」欄は、現在混牧林地として利用されていない森林について、地域の特性、土地利用上の制約等をも考慮し、混牧林地として利用可能な森林の位置、面積、利用方法等を大まかに記述する。
- ② 「市町村行政区域」及び「その他」には、市街化区域及び用途地域に含まれる混牧林地及び混牧林地としての利用可能地は含めない。

- ① 「現況」欄は、最新の調査結果の調査年とし、「農業農村整備基本調査実施要領の制定について」（平成12年3月24日付け12構改C農振第201号農林水産省構造改善局長通知）に基づく農業基盤情報基礎調査の結果を参考にし、その後の整備状況に造成及びかい廃の状況を踏まえ記入する。
- ② 「見通し」欄は、農業振興地域整備計画で計画された事業を達成した場合の整備水準を記入する。

- ① 事業が完了したもの又は現在事業実施中であるか調査計画中であるものを記入するが、(ア)国、県営事業については全ての事業を対象とし、(イ)国、県営事業以外の事業については、ほ場整備事業あるいは農用地造成事業等の面的な事業であって主要なものを対象とする。
- ② 「対図番号」欄は、1から一連の番号（1、2、3……）を記入する。
- ③ 事業名、受益範囲等を表示した農業生産基盤整備状況図を作成し、添付する。

様 式

第5 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し

1 経営体数の動向及び見通し

単位：経営体

	農業経営体数			経営耕地規模別内訳						
	総経営 体数	個人経 営体	団体経 営体	0.5ha 未満	0.5～ 1.0ha	1.0～ 3.0ha	3.0～ 5.0ha	5.0～ 10ha	10～ 20ha	20ha 以上
□年										
◇年										
○年 (現況)										
△年 (見通し)										

(注) 資料：

2 耕地の拡張及びかい廃

単位：ha

	拡張	かい廃	かい廃の内訳					
			自然災害	人為かい 廃	非農林業 用途への 転用	農林道等 植林	荒廃農地	その他
(□)～◇年								
(◇)～○年 (現況)								
(○)～△年 (見通し)								

(注) 資料：

3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積	事業費	主要工事の名称及 び事業量	事業主体	事業の着工完了 (予定) 年度	対図番号
	ha	千円				

農用地等保全整備状況図 別添

記 載 要 領

- ① 「□年」及び「◇年」欄は農林業センサス、「○年（現況）」欄は市町村統計等により記入する。
- ② 「△年（見通し）」欄は、市町村の総合計画等によるほか、地域計画、農用地利用集積等促進計画等やこれまでのすう勢を踏まえた推計値等により記入する。

- ① 「(□)年」、「(◇)年」及び「(○)年」は、それぞれ「□年」、「◇年」及び「○年」の翌年とする。
- ② 「(□)～◇年」及び「(◇)～○年（現況）」欄は、市町村統計等により記入する。
- ③ 「(○)～△年（見通し）」欄は、これまでのすう勢を踏まえた推計値等により記入する。

- ① 事業が完了したもの又は現在事業実施中であるか調査計画中であるものを記入するが、(ア)国、県営事業については把握可能な全ての事業を対象とし、(イ)国、県営事業以外の事業については、比較的規模の大きな事業を対象とする。
- ② 「対図番号」欄は、1から一連の番号（1、2、3、……）を記入する。
- ③ 事業名、受益範囲等を表示した農用地等保全整備状況図を作成し、添付する。

様 式

4 農用地利用集積の現況及び見通し

単位：ha、%、人

		○年 (現況)	△年 (見通し)
担い手の耕作面積計	①		
自作地			
借入地・特定作業受託地			
借入地			
特定作業受託地			
耕地面積	②		
担い手の農地利用集積率	③=①/②		
認定農業者数			

(注) 資料：

5 権利移動の動向－農用地等の流動化諸方策別

単位：ha

	農地中間管理事業				農地移動適正化あっせん事業			
	売買		貸借		売買		貸借	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
年								
年								
年								
計								

その他	
件数	面積

(注) 「その他」欄における主な方策は、○○○、○○○である。

記 載 要 領

- ① 「○年（現況）」欄は、市町村統計等により記入する。
- ② 「△年（見通し）」欄は、「市町村基本構想」（基盤法第6条第1項）等の農用地の利用の集積に関する目標を踏まえ、記入する。

- ① 最近3か年について、農業委員会の資料等により記入する。
- ② 2つ以上の方策に重複するものについては、該当する方策のそれぞれに記入する。
- ③ 「その他」欄は、農業者年金基金による買入、売渡、融資事業等によるものを記入し、（注）にそれらのうち主要なものについて記述する。

様 式

6 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の動向

	農作業の受委託	農作業の共同化	耕地利用率	裏作導入	
	戸 ha	組織 戸	%	ha	
□年					
◇年					
○年 (現況)					

7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積

単位：戸、ha

規模拡大の希望		規模縮小の希望	
戸数	面積	戸数	面積

(注) アンケート調査等による。

第6 農業近代化施設整備の現況及び見通し

	事業種目	受益面積	受益戸数	事業費	施設の概要		事業主体	事業の着工完了(予定)年度	対図番号
					名称	数・規模			
生産関係施設		ha	戸	千円					
流通加工関係施設									

農業近代化施設整備状況図 別添

記 載 要 領

- ① 「農作業の受委託」欄は、関係農家戸数、面積を記入する。
- ② 「農作業の共同化」欄は、組織数、参加農家戸数を記入する。
- ③ 「裏作導入」欄は、作付面積、主な作目名を記入する。
- ④ 地力の維持増進、ブロック・ローテーション、遊休地・荒し作りの解消等については、文章で記述する。

アンケート調査（地域計画の策定等に際し実施したものを含む。）等により記入する。

- ① 共同利用施設で国又は県の補助事業により整備されたものを記入する。
- ② 生産関係施設と流通加工関係施設の区分は、次による。
生産関係施設：畜舎、堆肥舎、蚕室、温室、農機具収納施設等農畜産物の生産の用に供する施設
流通加工関係施設：農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設等集荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設
- ③ 「対図番号」欄は、事業に1から一連の番号（1、2、3、……）を記入する。
- ④ 施設名、設置場所、受益範囲等を表示した農業近代化施設整備状況図を作成し、添付する。

様 式

第7 農業就業者育成・確保の現況及び見通し

1 新規就農者の動向及び見通し

単位：人

	新規就農者	新規学卒就農者(A)				新規青年就農者(A+B)
		離職就農者		39歳以下(B)	40歳以上	
(□)～◇年						
(◇)～○年 (現況)						
(○)～△年 (見通し)						

(注) 資料：

2 農業就業者育成・確保施設の状況

	施設の名称	施設の内容	施設の規模	施設の対象者	事業主体	設置年	対図番号
農作業体験施設							
就農支援施設							
農業情報通信施設							
福祉施設及び医療施設							
住宅							
その他							

農業就業者育成・確保施設整備状況図 別添

- ① 新規学卒就農者とは、農家子弟で新規学卒者（中学、高、短大、大学等の卒業者）のうち主に自営農業に従事した者である。
- ② 離職就農者とは、離職等により就業状態が「勤務が主」から「農業が主」となった者をいう。
- ③ 「(□)年」、「(◇)年」及び「(○)年」は、それぞれ「□年」、「◇年」及び「○年」の翌年とする。
- ④ 「(□)～◇年」及び「(◇)～○年（現況）」欄は、市町村統計等により記入する。
- ⑤ 「(○)～△年（見通し）」欄は、市町村の総合計画等によるほか、地域計画、青年等就農計画（基盤法第14条の4第1項）の認定状況等を踏まえた推計値等により記入する。

- ① 次の施設の種類ごとに、内容、数等を簡潔に記入する。
 - 農作業体験施設：農業者の確保を促進する農業体験に必要なもの
 - 就農支援施設：農業者の技術及び経営管理能力の向上又は習得等のためのもの
 - 農業情報通信施設：就農に関する情報や経営開始又は経営内容の向上のために必要な技術情報、気象情報、市況情報その他の農業経営に関する情報を入手するためのもの
 - 福祉施設及び医療施設：農業を担う者及びその家族が利用するもの
 - 住宅：農業従事者及び就農希望者のうち研修を受け将来にわたって農業に従事することが確実な者の居住のためのもの
- ② 「施設の内容」欄は、具体的な利用目的、設備の概要等が明らかになるよう記入する。
- ③ 「施設の規模」欄は、施設の面積及びおおよその利用者数を記入する。
- ④ 「施設の対象者」欄は、新規就農者若しくはその家族又はその他の利用者について記入する。
- ⑤ 「事業主体」欄は、施設の事業主体等が明確である場合に記入する。
- ⑥ 「対図番号」欄は、1から一連の番号（1、2、3、……）を記入する。
- ⑦ 施設名、設置場所等を表示した農業就業者育成・確保施設整備状況図を作成し、添付する。

様 式

第8 就業機会の現況及び見通し

1 農業従事者の就業の動向及び見通し－専兼業等別

単位：戸

	総計	販売農家				自給的農家
		合計	主業	準主業	副業	
□年						
◇年						
○年 (現況)						
△年 (見通し)						

(注) 資料：

2 農業従事者の就業の現況－他産業別

単位：人

区分		従業地								
I	II	市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	○○業 △△業									
計										
自営兼業										
計										
出稼ぎ										
計										
日雇・臨時雇										
計										
総計										

- ① 「□年」、「◇年」及び「○年（現況）」欄は、農林業センサス等により記入する。
- ② 「△年（見通し）」欄は、市町村の総合計画等によるほか、これまでのすう勢等を踏まえた推計値等により記入する。

- ① アンケート調査等による農業従事者の農業以外の産業への就業の現状について、左表を参考として明らかにする。
- ② 「区分」欄のⅠは形態別、Ⅱは産業別、業種別である。
- ③ 形態別とは、恒常的勤務、出稼ぎ、日雇・臨時雇、自営兼業等の分類による。
なお、恒常的勤務、出稼ぎ、日雇・臨時雇、自営兼業の定義は農業センサスによる。
- ④ 産業別とは、日本標準産業分類の大分類による。
- ⑤ 業種別とは、日本標準産業分類の中分類又は小分類による。
- ⑥ 農業従事者とは農林業センサスの定義による。

様 式

3 農村産業法等に基づく開発計画の概要

〈〇〇計画の概要〉

	地区名	企業数	施設用地 面積 (㎡)	出荷額又は 売上高 (百万円)	雇用従業 員数 (A)	うち農業従 事者 (B)	B/A (%)	主な業種
計画 (〇〇年)	〇〇地区							
	合計							
実績 (〇〇年)	〇〇地区							
	合計							

(注) 実績は操業中のものである。

4 農業従事者に対する就業相談活動の現況

時期	推進主体	対象者及び参加人員	内容

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく実施計画並びに総合保養地域整備法、多極分散型国土形成促進法、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく開発計画等が作成されている市町村については、当該計画書の計画及び操業中のものの実績を記入する。

- ① 過去3年における実績を記入する。
- ② 「対象者及び参加人員」欄は、対象者及び対象者ごとの参加人数を記入する。

様 式

5 企業誘致及び企業誘致活動の現況

時期	推進者	対象企業名	内容

第9 農村生活環境の現況及び見通し

1 農村生活環境整備事業等の実施状況

事業種目	受益地区	受益戸数 (人口)	事業費	主要工事又は 主要施設名	事業主体	事業の着工完了 (予定) 年度	対図番号

農村生活環境整備状況図 別添

2 農村生活環境整備の問題点

- (1) 安全性
- (2) 保健性
- (3) 利便性
- (4) 快適性
- (5) 文化性

記 載 要 領

- ① 過去3か年における実績を記入する。
- ② 「内容」欄には、企業へのPR活動、新聞広告、当町出身の企業家への要請等について具体的に記入する。

- ① 農業振興地域を受益の対象とした国又は県の補助事業について、現在実施中及び調査計画中のものも含め、記入する。
- ② 「受益地区」欄は、受益農用地区域の地区・区域番号を記入する。なお、受益が2以上の地区・区域にわたる場合は、地区・区域番号を列記する。
- ③ 「対図番号」欄は、1から一連の番号（1、2、3、……）を記入する。
- ④ 施設名、場所等を表示した農村生活環境整備状況図を作成し、添付する。

農村生活環境の現状及び農村生活環境整備事業等の実施状況等を踏まえ、農村生活環境、農村生活環境整備等についての問題点について、下記の(1)～(5)に分けて記述する。

- (1)安全性：防災、防火、交通安全、防犯等について取りまとめる。
- (2)保健性：ごみ処理、排水処理、ふん尿処理、害虫駆除、給水、保健・医療等について取りまとめる。
- (3)利便性：交通通信等について取りまとめる。
- (4)快適性：農村公園、老人、託児等に関連する公共施設の利用等について取りまとめる。
- (5)文化性：スポーツ活動、教養娯楽、郷土行事、芸能保存等について取りまとめる。

第 10 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し

1 林業の概況

2 農業振興と林業振興の関連に関する現状と問題点

3 林業の振興に関する諸計画の概要

第 11 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況

1 協定制度の実施状況

名称	地区名	締結時期 年月	有効期間 年	参加者 人	内容	備考

2 交換分合

(1) 実施状況

地区名	実施時期 年月	事業主体	対象面積 ha	参加者 人	備考

(2) 今後の見通し

当該地域における林業の位置づけ、森林面積、樹種、林齢構成等の現況、森林施業の動向、林道の整備状況、林産物の生産流通加工施設の整備状況、林業生産の動向、林家の状況、森林組合の現況、林業関連産業の動向等について記述する。

所得、就業、土地利用及び林産物の農業資材・施設としての利用等の面から、農業の振興と林業の振興の関連についての現状と問題点を記述する。

地域森林計画、市町村森林整備計画、林業生産流通総合対策事業計画等が策定されている場合は、その概要を記述する。

- ① 当該地域において締結されている農振法に基づく協定の内容について記入する。
- ② 農振法第 18 条の 2 の規定に基づく協定と農振法第 18 条の 12 の規定に基づく協定について、備考欄にその別を明らかにする。

- ① 当該地域において実施された交換分合の概要について記入する。
- ② 法第 13 条の 2 の規定に基づく場合と土地改良法に基づく場合について、備考欄にその旨を明らかにする。

第 12 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

1 推進体制図

2 市町村の財政状況

単位：千円

	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年
歳出合計 (A)					
農業関係費 (B)					
農業関係事業 市町村負担金					
B/A (%)					
財政力指数					
実質収支比率 (%)					
実質公債費比率 (%)					
経常収支比率 (%)					

3 その他参考となる事項

記 載 要 領

農業及び農村の振興及び整備を図るための市町村、農業団体、集落を含めた推進体制を図示する。なお、市町村の農業振興地域制度主務課を□で囲む。

最近5か年について記載する。

〇〇〇〇地域広域整備計画書

年 月

〇 〇 県

目 次

ページ

第 1	広域整備の基本構想	
1	対象地域の位置及び範囲.....	
2	対象地域設定に関する考え方.....	
3	対象地域における農業振興の基本的方向.....	
4	広域整備の基本構想.....	
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	
2	農業生産基盤整備開発計画.....	
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	
4	他事業との関連.....	
第 3	農用地等の保全計画	
1	農用地等の保全の方向.....	
2	農用地等保全整備計画.....	
3	農用地等の保全のための活動.....	
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	
第 5	農業近代化施設の整備計画	
1	農業近代化施設の整備の方向.....	
2	農業近代化施設整備計画.....	
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	
4	他事業との関連.....	

- 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画**.....
- 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....
 - 2 農業就業者育成・確保施設整備計画.....
 - 3 農業を担うべき者のための支援の活動.....
 - 4 森林の整備その他林業の振興との関連.....
- 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画**.....
- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....
 - 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....
 - 3 農業従事者就業促進施設.....
 - 4 森林の整備その他林業の振興との関連.....
- 第8 生活環境施設の整備計画**.....
- 1 生活環境施設の整備の目標.....
 - 2 生活環境施設整備計画.....
 - 3 森林の整備その他林業の振興との関連.....
 - 4 その他の施設の整備に係る事業との関連.....

第1 広域整備の基本構想

- 1 対象地域の位置及び範囲
- 2 対象地域設定に関する考え方
- 3 対象地域における農業振興の基本的方向
- 4 広域整備の基本構想

第2 農業生産基盤の整備開発計画

- 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向
 - (1) 対象地域内の既存農用地の用途別土地条件
 - (2) 農業生産基盤整備の状況
 - (3) 今後進めるべき整備及び開発の方向

2 農業生産基盤整備開発計画

番号	事業の種類	事業の概要	受益面積	受益の範囲	備考
			ha		

- 3 森林の整備その他林業の振興との関連
- 4 他事業との関連

第3 農用地等の保全計画

- 1 農用地等の保全の方向

対象地域の都道府県内における位置と対象地域の範囲を記述し、対象地域の範囲については農業振興地域及び指定予定地域の区域等をもって示す。

対象地域の各種調査結果の総合的検討を通じて、対象地域設定の主たる要素をとりまとめ、対象地域設定に関する考え方を簡潔に記述する。

基本方針及び基本方針に関する基礎資料並びに各種調査結果に基づき、対象地域における農業振興の基本方向を簡潔に記述する。

対象地域の各種調査の総合的検討及び対象地域における農業振興の基本的方向に基づいて、当該地域の一体的整備の基本的方向を明らかにする。

なお、計画事項を一つに限定し又は計画事項の一部に限って定める場合には、当該事項の受益地を対象に、当該事項に関する整備の基本的方向を明らかにする。

用途別の団地性、傾斜等の概況を記述する。

過去おおむね5年間における事業種類ごとの整備状況について、簡潔に記述する。

対象地域内において今後進めるべき農業生産基盤の整備及び開発について、必要とされる基幹的な事業の種類を総括的な構想を概説するとともに、このうち広域的に計画しようとする農業生産基盤の整備及び開発について、そのねらい、基幹的な事業の種類及び事業の概要を内容とした構想を明らかにする。

広域的な農業生産基盤の整備及び開発計画について、次により明らかにする。

- ① 「事業の種類」欄は、ガイドライン第11の3の(1)の①のイにより記入する。
- ② 「事業の概要」欄には、「用水改良」の場合は「用水路の新設改修、畑かん施設整備」のように、「農道整備」の場合は「農道網の整備のための改修、新設、舗装」のように、それぞれの事業種類ごとに主要工事の内容を記入する。
- ③ 「受益面積」欄には、事業の種類ごとのおおよその受益面積を記入する。
- ④ 「受益の範囲」欄には、受益地をその一部又は全部とする農業振興地域名を記入する。
- ⑤ 備考欄には、具体的な補助事業等の導入について既に地元関係者における意向が固まっている場合は、具体的な事業名を明らかにする。

基本方針における農業生産基盤の整備及び開発の広域構想、現に実施中又は実施が計画されている広域農業生産基盤整備事業、治水、発電、一般道路等の事業との関係について簡潔に記述する。

地域内における耕作放棄等の状況、農地の防災保全のための施設の整備及び農用地等としての機能低下防止の活動等の状況を簡潔に記述するとともに、今後進めるべき既存農用地の保全、荒廃農地の解消等について、ハード事業及びソフト事業の両面から広域的な構想を記述する。

2 農用地等保全整備計画

番号	事業の種類	事業の概要	受益面積	受益の範囲	備考
			ha		

3 農用地等の保全のための活動

4 森林の整備その他林業の振興との関連

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

3 森林の整備その他林業の振興との関連

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

(1) 農業近代化施設の整備及び利用の状況

(2) 今後進めるべき整備の方向

(3) 生産・流通・加工組織の育成の方向

広域的に行うことが必要な排水施設・防災ダム等の防災施設整備の事業やほ場整備事業等による荒廃農地等の整備・復旧について、第2の2と同様に記入する。

- ① 「事業の種類」欄は、農用地等保全施設整備、防災施設整備等のほか、ガイドライン第11の3の(1)の①のイのうち該当するものを記入する。
- ② 「事業の概要」欄には、防災ダム、ため池、排水路、排水機場の新設改修や階段工、土留工、防風林整備及び区画整理のように、それぞれの事業種類ごとに主要工事の内容を記入する。
- ③ 「受益面積」欄には、事業の種類ごとのおおよその受益面積を記入する。
- ④ 「受益の範囲」欄には、受益地をその一部又は全部とする農業振興地域名を記入する。
- ⑤ 備考欄には、具体的な補助事業等の導入について既に地元関係者における意向が固まっている場合は、具体的な事業名を明らかにする。

耕作放棄等を防止するための活動及び中山間地域等における直接支払いの実施など、農用地を保全するための広域的な具体的活動について記述する。

- ① 効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る農業経営。以下同じ。）の目標及びその育成方向について、広域的な観点から総括的に記述する。
- ② 食品産業と関連した加工原材料の農産物を生産する地域においては、別途当該作目の生産農家の農業経営の目標及び育成方向について簡潔に記述する。

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るための農用地等の流動化、農作業の受委託、農作業の共同化、地域農業集団、農業生産組織、地力の維持増進等の誘導方向について、広域的な観点から記述する。

- ① 1の誘導方向を実現するため、当該地域において、特に重点的に推進しようとする広域的な方策を記述する。
- ② 方策ごとに、必要な調査及び広報活動、対象とする者、地域の範囲、推進体制等、推進に当たっての考え方を記述する。
- ③ 方策の種類については、ガイドライン第11の3の(3)のイを参照。

過去おおむね5年間における主要な事業種類ごとの整備状況とその利用状況を簡潔に記述する。

広域的な主産地形成の観点から一体的に振興すべき広域重点作目に関して、生産から流通、加工にいたる一体的な施設整備の総括的な構想を概説するとともに、このうち広域的に計画しようとする施設の整備について、そのねらい、基幹的な事業の種類及び事業の概要を内容とした構想を明らかにする。

(2)の施設整備との関連において、育成すべき広域農業生産・流通・加工組織についての考え方とその管理運営についての基本的方向を簡潔に記述する。

様 式

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益戸数	受益面積	利用組織	受益の範囲	備考

3 森林の整備その他林業の振興との関連

4 他事業との関連

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	対象者	対象範囲	備考

3 農業を担うべき者のための支援の活動

4 森林の整備その他林業の振興との関連

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

広域的農業近代化施設整備の計画について、次により明らかにする。

- ① 「施設の種類」欄は、ガイドライン第11の3の(4)の①のイにより記入する。また、その具体的な利用目的が明らかになるよう、「稲作」、「畑作」、「野菜」、「花き」、「みかん」等の作目名を冠する。
- ② 「位置及び規模」欄は、施設を設置する市町村名及びおおよその処理能力、設置台数、飼養頭羽数等を記入する。
- ③ 「受益戸数」欄は、施設のおおむねの受益農家数を記入する。
- ④ 「受益面積」欄は、施設のおおむねの受益面積を記入する。
- ⑤ 「利用組織」欄は、当該施設を管理利用することが予定される組織を記入する。
- ⑥ 「受益の範囲」欄には、受益地をその一部又は全部とする農業振興地域名を記入する。
- ⑦ 備考欄は、具体的な施設整備が既に固まっている場合、その施設名を明らかにする。

基本方針における農業近代化施設の整備の広域構想、現に実施中又は実施が計画されている広域農業近代化施設整備事業等との関係について、簡潔に記述する。

新規就農者及びその確保のための農作業体験施設、就農支援施設（技術・経営管理能力習得等）、情報通信施設（情報提供）等の状況について、現状を簡潔に記述するとともに、今後確保すべき新規就農者の目標並びにその確保のための施設及び農業を担う者やその家族が利用する福祉施設、医療施設、住宅施設等について、広域的観点からその構想を記述する。

広域的な施設として整備することが適当な新規就農者の確保のための施設及び農業を担う者やその家族が利用する福祉施設、医療施設、住宅施設等の具体的な整備について、次により記入する。

- ① 「施設の種類」欄は、ガイドライン第11の3の(5)のイにより記入する。
- ② 「施設の内容」欄は、具体的な利用目的が明らかになるよう記入する。
- ③ 「位置及び規模」欄は、市町村名及びおおよその利用者数を記入する。
- ④ 「対象者」欄は、新規就農者若しくはその家族又は他の利用者について記述する。
- ⑤ 「対象範囲」欄は、当該施設の主な利用対象市町村を記入する。
- ⑥ 備考欄は、施設の事業主体等が明確である場合等に記入する。

2の施設の整備以外の、農業を担うべき者の育成・確保のための具体的な活動について、記述する。

ガイドライン第15の1の(1)の基礎資料収集等による、農業従事者の出稼ぎ、日雇等の不安定兼業の就業実態を踏まえて、これらの者の就業改善の目標について、広域的な観点から記述する。

なお、必要に応じて就業促進の目標と農業構造の改善との関係についても記述する。

当該地域において、重点的に講ずべき農業従事者の安定的な就業促進方策の概要を記述する。方策の種類については、ガイドライン第11の3の(6)の①のイにより記入する。

- 3 農業従事者就業促進施設
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連

第8 生活環境施設の整備計画

- 1 生活環境施設の整備の目標
- 2 生活環境施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	対象者	対象範囲	備考

- 3 森林の整備その他林業の振興との関連
- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

記 載 要 領

広域的観点から農業従事者の安定的な就業の促進を図るための就業施設を整備しようとする場合には、その施設の種類、市町村名及びおおよその就業者数（うち農業従事者数）等を記述する。

地域内における生活環境の改善を図るため、広域的観点からの生活環境施設の整備の目標を記述する。

当該地域における生活環境の整備を図る観点から必要とされる広域的な施設について、次により記入する。

- ① 「施設の種類」欄は、ガイドライン第11の3の(7)の①のイにより記入する。
- ② 「施設の内容」欄は、整備しようとする施設の内容について、その概要を記入する。
- ③ 「位置及び規模」欄は、施設が立地する市町村名及びおおよその施設面積等を記入する。
- ④ 「対象者」欄は、当該施設の主な利用者について、農家の利用割合等を記述する。
- ⑤ 「対象範囲」欄は、当該施設の主な利用対象市町村を記入する。
- ⑥ 備考欄は、施設の予定事業主体が明確である場合等に記入する。

農道整備事業、農業集落排水事業等現に実施中であるか又は実施が計画されている農業農村整備事業や一般道路整備事業等、他の事業との関連について記述する。

第6 農業用施設用地例（法第3条第4号該当施設）

該当するもの	該当しないもの
<p>【生産施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○育苗関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・育苗（苗供給）施設 ・種苗貯蔵施設 ○栽培関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・園芸栽培施設（温室（床面がコンクリート敷のものを含む）及び植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう）等で管理施設を含む） ・果樹棚 ・果樹園管理施設 ・きのこ栽培施設 ・球根等冷蔵施設 ・球根乾燥貯蔵施設 ・訪花昆虫増殖施設 ・花粉開やく貯蔵施設 ・定置配管施設（水源施設、揚水施設、送水施設、薬剤調合施設） ・給水施設 ・軌条式・索道式運搬施設 ・無人航空機発着場（充電設備を含む） ○病害虫・鳥獣害防止関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫防除施設 ・鳥獣害防止施設 ○飼養関係施設 <ul style="list-style-type: none"> （養牛、養豚、養鶏など） ・畜舎、鶏舎 ・管理舎（看視舎） ・サイロ ・乾草舎 ・飼料調製室 ・運動場 ・家畜用水施設 ・電気導入施設 ・育すう施設 ・分娩室 ・薬浴施設 ・家畜人工授精施設 ・ふ卵施設 ・パドック、給水（塩）施設、避難舎 ・家畜死体埋却場（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項の規定による埋却が必要となる場合に備えて管理行為のみが行われる土地を含む。） （養蚕） ・蚕室 ・上ぞく収繭室 ・催育施設 ・蚕種採取施設 ・桑苗供給施設 	<p>家畜市場 家畜診療施設 ペット、観賞用動物飼育施設 乗馬施設 養魚施設</p> <p>乾繭施設、貯繭施設</p>

<p>【調製・貯蔵、流通関連施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調製・貯蔵関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・穀類共同乾燥調製貯蔵施設（ライスセンター、コントリーエレベーター） ・乾燥施設 ・米品質改善管理センター ・米穀倉庫 ・青果物貯蔵施設（予冷、常温、低温、冷凍等） ・保冷貯卵施設 ・特産物選別調製施設 ・さとうきび集中脱葉施設 ○集出荷関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・選果場 ・集荷場 ・集出荷所（集送センター） ・選果包装施設 ・集出荷（集乳・集卵）施設 ・繭集出荷施設 ○農業生産資材等保管施設 <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産用資材庫（肥料倉庫、農機具用燃料貯蔵施設等） ・貯桑庫 	<p>農産物包装処理出荷施設 (ダンボール、パックの製造)</p>
<p>【格納施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農機具格納庫 ・農機具収納舎 	<p>農機具修理施設</p>
<p>【加工・販売施設】※</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製造（加工）施設 <ul style="list-style-type: none"> ・もち加工施設 ・果汁（びん詰、缶詰）製造施設 ・果実酒醸造施設 ・漬物製造施設 ・野菜加工施設 ・い草加工施設 ・製茶施設 ・食肉（鶏）処理加工施設 ・アイスクリーム、チーズ、バター製造施設 ○販売施設 <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物販売施設 <p>【加工品・料理等提供施設】※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家レストラン 	
<p>【ふん尿処理、堆肥製造、農業廃棄物処理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業廃棄物処理施設（もみがら処理施設等） ・家畜ふん尿処理施設 ・堆肥化処理施設（堆肥舎、堆肥盤） ・堆肥貯蔵施設 ・堆きゅう肥舎 	<p>排水処理等公害対策施設</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地又は農業用施設に附帯して設置される休憩所、駐車場、便所、更衣所、水飲・手洗場等 ・営農飲雑用水施設 	<p>宿泊施設 講習施設</p>

<p>・市民農園関係施設☆（温室、農産物調製施設、農産物貯蔵施設、農作業準備休養施設（休憩施設、東屋、パーゴラ、ベンチ、更衣所、水飲・手洗場、便所等）、農機具収納施設、堆肥舎、肥料倉庫、ゴミ置場（廃棄された農産物等の処理施設）、施設に附帯する駐車場、駐輪場、管理施設）</p>	
--	--

（注1）規定する農業用施設は、個人利用施設であると共同利用施設であることを問わないが、主として当該地域の農業者又は当該地域の農業者の構成する団体が管理利用する施設でないものはなじまない。

（注2）農業者が開設し、来場者が農作物の収穫を行う農園（いわゆる観光農園）は、農業経営の一つの形態であることから、当該農園を管理利用するために必要な施設についても、農業用施設に該当する。

※ 加工・販売施設及び加工品・料理等提供施設については、農業振興地域制度に関するガイドラインの第2の4の(3)に掲げる事項に留意すること。

☆ 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項第2号の市民農園施設

第7 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（振興条例計画）参考様式

(注) 本様式は、市町村が条例に基づき策定する地域の農業の振興に関する計画（以下「振興条例計画」という。）が規則第4条の5第1項第26号の2（以下「26号の2」という。）各号に掲げる要件を満たすものであることをより明確にするため、当該計画に記述されていることが望ましいと考えられる事項及び当該計画が26号の2各号に掲げる要件を満たすと判断するに当たって留意することが適当な事項等について参考として示したものであり、市町村が条例に基づき自主的に策定する振興条例計画の記述事項及び内容を要件付けるものではないので、留意されたい。

また、農業振興の方策は、地域の状況により多様であることから、本様式に示す事項にとどまらず、地域の実情に即して必要な事項が記述されていることが望ましい。

(参考様式)

△△市（町村）〇〇地域の農業の振興に関する計画

年 月 日	策定
年 月 日	変更

1 趣旨（目的又は背景等）

[留意事項等]

振興条例計画において、当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域（以下「非農用地予定区域」という。）内に設置されるものとして定められている施設の用に供する土地が農用地区域に含まれないこととされるのは、当該施設が規則第4条の5第1項第28号イからトまでの要件の全てを満たす場合に限定されていることから、振興条例計画が同項第26号の2各号に掲げる要件の全てを満たすことをもって当該施設の用に供する土地又は非農用地予定区域内の土地について、農用地利用計画の変更（農用地区域からの除外）を行うことはできないことに留意すること。

[策定日、変更日関係]

振興条例計画の策定日等が明示されていることが望ましいこと。

[1の関係]

- ① 振興条例計画を策定する趣旨（目的又は背景等）及び当該計画が位置付けられている条例を策定した目的又は背景等が記述されていることが望ましいこと。
- ② 振興条例計画の根拠となる条例名及び当該条例における該当条項等が記述されていることが望ましいこと。
- ③ 振興条例計画の根拠となる条例は、次のような内容であることが望ましいこと。
 - ア 農用地の保全と効率的な利用の確保を含めた地域の農業振興が条例の基本的な考え方に含まれていること。
 - イ 条例の基本的な考え方を実現するための土地利用の計画づくりは行政部局主導ではなく土地所有者等も含めた住民の合意を基本とする仕組みとなっていること。
 - ウ 条例に基づく土地利用計画の達成を担保するために、2の(1)の対象区域内において行われる開発行為等について、市町村への事前届出と開発行為等の内容についての事前協議の義務付けがなされていること。

2 ○○地域の概要

(1) 計画の対象区域

(2) ○○地域の農業の現状（動向）と課題

(3) ○○地域の土地利用の現況等

(4) 土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、 事業の種類等		
事業地区名		
事業施行者		
受益面積 (ha)		
工期 (着工年度～完了年度)		

[2 の関係]

「〇〇地域の概要」は、振興条例計画の対象区域の範囲と市町村の農業振興地域の範囲との関係が明らかになるように定めることが望ましいこと。

[2 の(1)の関係]

- ① 振興条例計画の対象区域は、農業集落の区域（農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）第 7 条第 2 項の規定により認定された農業集落の区域をいう。）以上（農業集落、小学校区及び旧町村の区域等）であることが適当と考えられること。
- ② 一の市町村において、振興条例計画が複数策定される場合には、その対象区域が重複することは適当ではないこと。
- ③ 市町村農業振興地域整備計画書の附図 1 号等の 1 万分の 1 ないし 5 万分の 1 程度の縮尺の図面を用いて、振興条例計画の対象区域が図示されていることが望ましいこと。

[2 の(2)の関係]

対象区域内の農業の現状、動向、今後の見通し及び農業振興上の課題等が記述されていることが望ましいこと。

なお、対象区域が市町村の区域と異なる場合には、市町村の区域内と対象区域内との農業の現状（動向）及び課題の相違点が分かるように記述されていることが望ましいこと。

[2 の(3)の関係]

- ① 対象区域内の土地利用の現況、自然的経済的社会的諸条件、当該諸条件からみた対象区域の土地利用の一体性、市町村内における特徴等が記述されていること。
- ② 対象区域内の土地利用の現況について、おおむねの地目別面積（その内数としての農業振興地域の面積、農用地区域の面積）が記述されていることが望ましいこと。

[2 の(4)の関係]

- ① 対象区域内の土地に係る土地改良事業等（規則第 4 条の 3 各号に掲げる要件を満たす事業をいう。以下同じ。）の実施状況が分かるよう事業名、事業の種類（ほ場整備事業、かんがい排水事業、農地開発事業等）等が記述されていること。
- ② 土地改良事業等の工期として、工事の着工年度と完了年度（又は完了予定年度）が記述されていること。

なお、工事完了年度（又は工事完了予定年度）とは、工事完了公告（工事完了予定年度にあっては、事業計画の公告）により公示された工事完了日の属する年度（又は工事完了予定年度）であること。

(5) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の状況

3 ○○地域の農業振興の方向及び方策等

4 ○○地域の土地利用の方向

(1) ○○地域の土地利用の基本的方向

[2 の (5) の関係]

- ① 対象区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の状況について、対象区域内の特徴等が記述されていること。
- ② 対象区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の面積が記述されていることが望ましいこと。

[3 の関係]

- ① 振興条例計画の対象区域における農業生産、農業経営、農用地の流動化、農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備等の農業振興の方向及び方策等について記述されていること。
- ② 市町村の定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）と整合がとれた記述となっていること。

[4 の (1) の関係]

- ① 自然的経済的社会的諸条件からみた振興条例計画の対象区域内のおおむね 10 年程度の間の人口及び産業の見通し、地域内において発生すると見込まれる非農業的土地需要の見込み並びに当該区域内の農業の振興を図るために必要な農用地等の確保の方向（農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のための土地利用の方向）等について基本的な考え方が記述されていること。
- ② 対象区域内の農用地の保全と農業上の効率的利用の確保についての考え方が記述されていること。
- ③ 対象区域内において、おおむね 10 年程度の間に発生すると見込まれる非農業的土地需要の見込みについての考え方が記述されていること。
また、非農用地予定区域の位置及び規模について、当該見込みに対応するために適当な位置及び規模であることが判断できる記述となっていること。
- ④ 市町村整備計画における農業上の土地利用の方向等との整合がとれていると判断できる内容であること。
- ⑤ 「議会の議決を経て定められた市町村の建設に係る基本構想その他」当該市町村の地域振興に関する計画との調和が図られた内容となっていること。
- ⑥ 対象区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から出された農業委員会の意見が反映された内容となっていること。

- (2) ○○地域の土地利用計画
- ① 農用地保全区域の位置（範囲）
 - ② 非農用地予定区域の位置（範囲）
 - ③ 集落居住区域の位置（範囲）
 - ④ ○○区域の位置（範囲）
 - ・
 - ・

5 非農用地予定区域の状況

- (1) 非農用地予定区域の土地利用の現況

(非農用地予定区域の現況地目別面積)

(単位：㎡)

	農地				採草 放牧地	農業用 施設用地	山林 原野	宅地	公共施 設用地	その 他	計
		田	畑	樹園地							
土地の面積											
うち農用地 区域											

[4 の(2)の関係]

- ① 対象区域内の土地利用計画として、農用地保全区域、非農用地予定区域等の位置（範囲）が具体的に記述（指定）されていること。

なお、これらの区域のほかに集落居住区域等の指定をすることも考えられること。

- ② 1万分の1ないし5万分の1程度の縮尺の図面を用いて、それぞれの区域の位置（範囲）が明示されていること（それぞれの区域の位置（範囲）を明確に示すため、必要に応じより詳細な図面が添付されていることが望ましい。）。
- ③ 非農用地予定区域の位置（範囲）は、他に代替すべき土地がないと判断される場合を除き、主として農用地区域以外の土地において定められるものであること。
- ④ 農用地保全区域に指定しようとする区域に農用地区域以外の土地がある場合は、速やかに農用地区域に編入すること。

非農用地予定区域として指定される区域の土地利用の現況（特に農業上の土地利用の現況）について記述されているとともに、現況地目別にその面積及びその内数としての農用地区域の面積が記述されていることが望ましいこと。

[5 の(1)の関係]

非農用地予定区域として指定される区域の土地利用の現況（特に農業上の土地利用）について記述されているとともに、現況地目別にその面積及びその内数としての農用地区域の面積が記述されていることが望ましいこと。

(2) 非農用地予定区域内の土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、 事業の種類等		
事業地区名		
事業施行者		
全体受益面積 (ha)		
うち施設の用に供す る土地の面積 (㎡)		
工期 (着工年度～完了年度)		
土地改良事業等の施 行者等との調整内容 又は調整に基づき行 った行為の内容		

(3) 非農用地予定区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利
用の集積の状況等

6 非農用地予定区域内に設置する施設

[5 の(2)の関係]

- ① 非農用地予定区域に指定される土地について、土地改良事業等の実施状況が記述されていること（2の(4)に準ずる。）。

その際、当該非農用地予定区域には、規則第4条の3第1号ロからニまでのいずれかに該当する面的整備事業を実施中である受益地及び当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していない受益地を含まないこととなることに留意すること。

- ② 土地改良事業等の施行者との間において行われた調整の内容又は当該調整に基づき行った行為の内容について、具体的に記述されていること。

また、土地改良施設の管理者との調整等が行われた場合は、その内容等についても併せて記述されていることが望ましい。

[5 の(3)の関係]

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと及びそのために講ずることが必要な措置の内容について記述されていること。

[6 の関係]

非農用地予定区域内に設置する施設は、振興条例計画の対象区域内においておおむね10年程度の間通常発生することが見込まれる施設であり、具体的には、農産物加工施設等の対象区域内で農業を営む者の経営上必要な施設、農家の分家住宅、主として対象区域内に居住する者の利用に供される集会施設・農村公園等の公共施設、主として対象区域内に居住する者の利便に供される店舗・事務所等の生活利便施設など農村地域において設置することが通常適当であると認められる施設であり、市町村において積極的に非農業的な土地利用を図ることにより都市化の進展を促進させるようなもの又は主として振興条例計画の対象区域外からの集客が見込まれる大規模な店舗等までを対象とすることはなじまないこと。

7 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第26号の2各号に掲げる要件の判断

(1)① 農業委員会の意見の要旨（イの要件）

② 農業委員会の意見の振興条例計画への反映の内容（イの要件）

(2)① 縦覧日及び縦覧方法（ロの要件）

② 市町村の住民の意見の要旨（ロの要件）

③ 市町村の住民の意見の処理結果（ロの要件）

(3) 非農用地予定区域内の非農業的な土地利用需要の見込み（ハの要件）

(4) 非農用地予定区域の位置の適切性及び規模の妥当性（ニの要件）

[7 の関係]

振興条例計画が 26 号の 2 各号に掲げる要件を満たしているか否かを的確に判断するためには、振興条例計画が要件を満たすと判断することができる内容となっていることが望ましく、単に要件を満たしているか否かの記述にとどまらず、その判断理由が記述されていることが望ましいこと。

[7 の(1)の関係 (イの要件)]

振興条例計画の策定（又は変更）に当たって、農業委員会からどのような意見があり、市町村として振興条例計画の対象区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から当該意見をどのように当該振興条例計画の内容に反映させたかを判断することができる内容となっていること。

[7 の(2)の関係 (ロの要件)]

- ① 縦覧日及び縦覧方法が記述されていることが望ましいこと。
- ② 市町村の住民から出された意見の要旨及び当該意見の処理結果が記述されていること。
- ③ 振興条例計画の案の縦覧の時点においては、記述不要であること。

[7 の(3)の関係 (ハの要件)]

- ① 自然的経済的社会的諸条件からみておおむね 10 年程度の間において、振興条例計画の対象区域内において通常発生すると見込まれる非農業的な土地利用需要の見込みが記述されていること。
- ② 農用地区域以外の土地だけでは、振興条例計画の対象区域における非農業的土地利用需要に対応することが困難であることが判断できる内容となっていること。
また、困難と見込まれる根拠等を示す資料が添付されていることが望ましい。

[7 の(4)の関係 (ニの要件)]

- ① 振興条例計画の対象区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る見地からみて非農用地予定区域が適切な位置であり、かつ、妥当な規模であることを判断することができる内容となっていること。
なお、本要件の妥当な規模とは、農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る見地からみた非農用地予定区域の妥当な規模であり、振興条例計画に定める施設の通常の利用形態にかんがみた必要規模ではないこと（振興条例計画に定める施設の通常の利用形態にかんがみた必要規模については、規則第 4 条の 5 第 1 項第 28 号イに掲げる要件となる。）。
- ② 通常発生し得る非農業的土地需要を非農用地予定区域に誘導することによって、農用地保全区域の農地の保全・有効利用が促進する計画と判断することができる内容となっていること。

(5) 面的整備事業の受益地の有無（ホの要件）

(6) 土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内における農地中間管理権の存続期間の有無（への要件）

8 添付資料

- (1) 根拠条例（写）
- (2) 計画の対象区域を示した図面
- (3) 農用地保全区域、非農用地予定区域等計画の対象区域内の土地利用計画を示した図面
- (4) 計画の対象区域内の土地の農用地区域の指定状況を示した図面
- (5) 計画の対象区域内における土地改良事業等実施状況を示した図面
- (6) ○○地域の非農業的土地需要の見通しについての参考書類
- (7) 農業委員会の意見書
- (8) その他参考となる図面、書類（必要に応じて添付）

- ③ 振興条例計画は、地域の農業振興に資するために定めるものであることから、土地改良事業等の受益地や振興条例計画の対象区域内の農用地区域の相当部分を非農用地予定区域に含めようとするものは、26号の2ニに掲げる要件を満たさないこと。
- ④ 集団的に存在する農用地の中央部等非農業的土地利用が行われることにより農用地の集団化や農作業の効率化等による地域の農業振興に支障を及ぼすような位置には非農用地予定区域は定め得ないこと。

[7の(5)の関係(ホの要件)]

規則第4条の3第1号ロからニまでのいずれかに該当する面的整備事業を実施中である受益地及び当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していない受益地には非農用地予定区域を定め得ないこと。

[7の(6)の関係(への要件)]

土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にあるものにあつては、当該事業が担い手への農用地の利用集積の加速化及び高収益作物への転換を促進するため、事業の効果が長期にわたって最大限発揮されるよう、農地中間管理権の存続期間が一定の期間を超えている等の要件が課されていることから、農地中間管理権の存続期間においては、農用地等以外の用途に供される土地に含めないこと。

[8の関係]

- ① 根拠条例の写し、農業委員会の意見書等26号の2各号に掲げる要件を満たすことを判断するために必要な書面が添付されていること。
 - ② 振興条例計画の対象区域の範囲、農用地保全区域、非農用地予定区域等当該対象区域内の土地利用計画を示した区域、当該対象区域内における農用地区域の指定状況、土地改良事業等の実施状況、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及び当該者に対して集積されている又は集積される見込みの土地の所在（非農用地予定区域内にある場合にあつては講ずべき必要な措置としての代替地の位置等）を明示した1万分の1ないし5万分の1程度の縮尺の図面が添付されていること（それぞれの区域の位置（範囲）を明確に示すため、必要に応じより詳細な図面が添付されていることが望ましい。）。
- なお、必要に応じて複数の事項を一葉の図面にまとめて記述して差し支えないこと。
- ③ 振興条例計画に複数の施設を定める場合の施設の位置の図面への表示に当たっては、施設番号を用いることも考えられること

第8 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（振興計画）参考様式

(注) 本様式は、市町村が策定する地域の農業の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）が規則第4条の5第1項第27号（以下「27号」という。）に掲げる要件を満たすものであることをより明確にするため、当該計画に記述されていることが望ましいと考えられる事項及び当該計画が27号各号に掲げる要件を満たすと判断するに当たって留意することが適当な事項等について参考として示したものであり、市町村が自主的に策定する振興計画の記述事項及び内容を要件付けるものではないので、留意されたい。

また、農業振興の方策は、地域の状況により多様であることから、本様式に示す事項にとどまらず、地域の実情に即して必要な事項が記述されていることが望ましい。

(参考様式)

△△市（町村）〇〇地域の農業の振興に関する計画

年 月 日	策定
年 月 日	変更

1 趣旨（目的又は背景等）

2 〇〇地域の概要

〔留意事項等〕

振興計画において種類、位置及び規模が定められている施設の用に供する土地が農用地区域に含まれない土地とされるのは、当該施設が 27 号柱書の当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものであって、振興計画が同号各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限られることに留意すること。

また、振興計画に位置付ける施設の用地を農用地区域から除外するための市町村整備計画の変更については、振興計画の案についてあらかじめ都道府県知事との調整を図ることが望ましいとしているが、その際には、同号柱書の本文の規定及び同号各号に掲げる要件を満たすことについて、農業委員会はもとより、市町村の関係機関団体等にも幅広く意見を求め、それらの意見も踏まえ各要件を判断した結果について明確にした上で調整が行われることが望ましいこと。

〔策定日、変更日関係〕

27 号ヲにおいて「当該計画に従って法第 10 条第 3 項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供するための事業が当該計画の策定の日から 5 年を超えない日までに開始される見込みがあること」とされていることから、当該要件について判断するためには、振興計画の策定日が明示されていることが必要となる。

〔1 の関係〕

振興計画を策定する趣旨（目的又は背景等）が記述されていることが望ましいこと。

この場合、市町村整備計画と振興計画が併存することの必要性について記述されていることが望ましいこと。

なお、「3〇〇地域の農業振興の方向及び方策等」の記述をもって代えることも考えられること。

〔2 の関係〕

「〇〇地域の概要」は、振興計画の対象区域の範囲と市町村の農業振興地域の範囲との関係が明らかになるように定めることが望ましいこと。

(1) 計画の対象区域

(2) ○○地域の農業の現状（動向）と課題

(3) ○○地域の土地利用の現況等

(4) 土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、 事業の種類等		
事業地区名		
事業施行者		
受益面積 (ha)		
工期 (着工年度～完了年度)		

(5) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の状況

[2 の(1)の関係]

- ① 振興計画の対象区域は、市町村の全域であるか市町村の一部の地域であるかは問わないが、その対象となる区域が明確となるように記述されていること。
- ② 一の市町村において、振興計画が複数策定される場合には、その対象区域が重複することは適当ではないこと。
- ③ 市町村の一部の地域を振興計画の対象区域とする場合には、市町村農業振興地域整備計画書の附図1号等の1万分の1ないし5万分の1程度の縮尺の図面を用いて、振興計画の対象区域が図示されていることが望ましいこと。

[2 の(2)の関係]

対象区域内の農業の現況、動向及び今後の見通し並びに対象区域が市町村の区域の一部である場合は、市町村内における対象区域の特徴及び農業振興上の課題等が記述されていることが望ましいこと。

[2 の(3)の関係]

- ① 対象区域内の土地利用の現状、自然的経済的社会的諸条件、当該諸条件からみた対象区域の土地利用の一体性、市町村内における特徴等が記述されていることが望ましいこと。
- ② 対象区域内の土地利用の現況について、おおむねの地目別面積（その内数としての農業振興地域の面積及び農用地区域の面積）が記述されていることが望ましいこと。

[2 の(4)の関係]

- ① 対象区域内の土地に係る土地改良事業等の実施状況が分かる事業名、事業の種類（ほ場整備事業、かんがい排水事業、農地開発事業等）等が記述されていること。
- ② 土地改良事業等の工期として、工事の着工年度と完了年度（又は完了予定年度）が記述されていること。

なお、工事完了年度（又は工事完了予定年度）とは、工事完了公告（工事完了予定年度にあっては、事業計画の公告）により公示された工事完了日の属する年度（又は工事完了予定年度）であること。

[2 の(5)の関係]

- ① 対象区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の状況について、対象区域内の特徴等が記述されていること。
- ② 対象区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の面積が記述されていることが望ましいこと。

3 ○○地域の農業振興の方向及び方策等

<p>1 地域の特性に応じた農業振興の方向</p> <p>① ○○○○○○</p> <p>② ○○○○○○</p>
<p>2 振興計画により目指す農業振興の方策</p> <p>① ○○○○○○</p> <p>② ○○○○○○</p>
<p>3 市町村整備計画における関連事項</p>
<p>4 振興計画の達成状況（定期的検証の結果）</p> <p>① ○○○○○○（○年○月時点）</p> <p>ア 狙いとする効用の発揮</p> <p>イ 振興計画上の目標の達成度</p> <p>② ○○○○○○（○年○月時点）</p>

4 ○○地域の土地利用の方向

〔3の関係〕

本事項は、振興計画の対象区域における農業振興の方向とその達成のため、市町村整備計画における農業振興方策と併せ、振興計画による農業振興方策を講ずる必要があることを明確に判断することができる記述とすることが望ましいこと。

なお、表中各事項については、以下の点に留意して記述することが望ましいこと。

1 地域の特性に応じた農業振興の方向

地域の農業振興の方向を明確にした上で、市町村整備計画に基づき講ずる施策と併せて講ずる必要がある農業振興方策について、「地域の特性に応じた農業振興の方向」として記述すること。

なお、本事項の記載に際しては、市町村整備計画と市町村の農業振興に関する計画などに即して定めること。

2 振興計画により目指す農業振興の方策

左表の1に対応する具体的な方策について記述する。

その際、その目指す方策がもたらす効果の定量的な目標について、それを達成するために必要な施設ごとに記述すること。

なお、定量的な目標の記述が困難な場合には、具体的な内容について定性的に記述すること。

3 市町村整備計画における関連事項

左表の1に関連する(振興計画と併せて講ずる)市町村整備計画の内容について該当するものがある場合に記入する。

4 計画の達成状況

左表の2に記載した振興計画により目指す農業振興の方策ごとに効用が見込みどおり発揮されているか、目標が達成されているか記述すること。

なお、振興計画の策定時点では、達成状況の記載は不要であるが、「定期的検証を行う旨の記載があること」が振興計画の要件であることから、本事項を省略しないこと。

〔4の関係〕

- ① 振興計画の対象区域内における土地利用の現況、自然的経済的社会的条件の概況等が簡潔に記述され、あわせて当該区域内における人口、産業の見通し及び開発計画等を勘案した非農業的土地利用の方向と農業の振興を図るために必要な農用地等の確保の方向（農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のための土地利用の方向）等についての基本的な考え方が記述されていること。
- ② 市町村整備計画における農業上の土地利用の方向との整合がとれていると判断することができる内容であること。
- ③ 「議会の議決を経て定められた市町村の建設に係る基本構想その他」当該市町村の地域振興に関する計画との調和が図られた内容となっていること。

5 施設の種類、位置及び規模並びに振興計画の要件

(1) 総括表

振興 計画 による 方策	施設 種類 番号	施設の種類	施設の位置	施設の	
				用に供す る土地の 規模	うち農 用地区 域
①	1			m ²	m ²
	2				
	3				
②	4				
	・				
	・				

(2) 施設調書

(別紙のとおり)

〔5の関係〕

- ① 振興計画に定める施設の種類、位置、規模等について総括表に整理することが望ましいこと。

なお、総括表は、3の表の1及び2の内容と照合することができるように整理することが望ましいこと。

- ② 振興計画に複数の施設が定められている場合にあつては、別紙として施設調書を作成する等振興計画に定められる施設の用に供する土地のそれぞれが27号各号に掲げる要件を満たすことを判断することができる記述となっていること。

また、定める施設が少数の場合等で、別紙として施設調書を作成しない場合にあつては、総括表において、振興計画に定められる施設の用に供する土地のそれぞれが3の表の2の「振興計画により目指す農業振興の方策」と照合することができるようにすること。

- ③ 施設の種類の、住宅、店舗又は工場のような総称ではなく、農家住宅、農家分家住宅、農業用機械販売店、農業生産資材販売店、農産物加工・販売施設、農機具整備工場、地場産品製造工場等のような定める施設の具体的内容が分かるように記述されていることが望ましいこと。

特に、地域の農業の振興との関係について補足が必要な施設については、例えば、農家分家住宅（農家の分家で農作業を補助する者の用に供するもの）又は農産物加工・販売施設（主として地域の農畜産物を加工し又は販売するもの）とするなど、地域の農業の振興との関係が明確になるように記述することが望ましいこと。

- ④ 同一の施設の種類の複数の施設を振興計画に定める場合は、施設の種類の、位置及び規模の記述に当たって、総括表に施設種類番号、施設の種類の、施設の位置（施設の用に供する土地の所在（大字、字））、施設の用に供する土地の規模（施設の用に供する土地の面積）を記述し、施設の用に供する土地の地番等については、別紙（施設調書）に記述することも考えられること。

- ⑤ 複合施設のように、一団の土地において複数の施設を同一の事業計画の下に整備しようとする場合は、事業計画で予定されている複合施設を1件として総括表に記述し、施設調書には、複合施設を構成する個々の施設として記述されていることが望ましいこと。

- ⑥ 施設の用に供する土地の規模（面積）の記述に併せて、その内数として施設の用に供することにより農用地区域から除外されることとなる土地の面積について記述されていること。

- ⑦ 振興計画の変更により、新たに施設を定める場合にあつては、当該施設が、3の地域の農業振興の方向及び方策等、4の地域の土地利用の方向に照らして必要と認められる施設と判断できること。

(3) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号各号に掲げる要件

①ア 農業委員会の意見の要旨（イの要件）

イ 農業委員会の意見の振興計画への反映の内容（イの要件）

②ア 縦覧日及び縦覧方法（ロの要件）

イ 市町村の住民の意見の要旨（ロの要件）

ウ 市町村の住民の意見の処理結果（ロの要件）

③ 定期的な検証（ハの要件）

[5 の(3)関係]

総括表に続けて、27号各号に掲げる要件のうち、同号イからハマまでについて記述することが望ましいこと。

なお、同号イからハマまでに掲げる要件を施設調書に記述する場合には、特に個別施設に反映すべき農業委員会の意見、住民の意見及び関係農業団体の意見並びに特記すべき施設の検証内容等があるときは、これを記述することが望ましいこと。

[5 の(3)の①の関係（イの要件）]

振興計画の策定（又は変更）に当たって、振興計画及び市町村整備計画の案並びに農業委員会からの意見の要旨を提示するとともに、市町村として振興計画の対象区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から当該意見をどのように計画の内容に反映させたかを判断することができる内容となっていること。

[5 の(3)の②の関係（ロの要件）]

- ① 縦覧日及び縦覧方法が記述されていることが望ましいこと。

その際、縦覧方法は、市町村整備計画の案の縦覧に準じ、広報やインターネット等を活用して地域の住民や農業関係団体が確実に知り得るようにしたことが分かる内容となっていること。

- ② 市町村の住民から出された意見の要旨及び当該意見の処理結果が記述されていることが望ましいこと。

なお、当該意見については、意見の要旨、振興計画への反映の有無及びその理由が分かる内容となっていること。

- ③ 振興計画の案の縦覧の時点においては、記述は不要であること。

[5 の(3)の③の関係（ハの要件）]

振興計画の3の表の4に記載する狙いとする効用の発揮及び振興計画上の目標の達成度とは別に、定期的な検証の時期、検証の方法及び客観性の確保の方法を明示するとともに、検証結果を公表する旨を明示することが望ましいこと。

また、検証の結果、目標の達成が著しく不十分である場合には必要な措置を講ずるとともに、当該振興計画の変更又はその後の振興計画の策定等に際してそれぞれ反映する旨を明示することが望ましいこと。

6 添付資料

- (1) 計画の対象区域を示した図面
- (2) 計画の対象区域内の土地の農用地区域の指定状況を示した図面（総括図）
- (3) 計画の対象区域内における土地利用の方向を示した図面
- (4) 計画の対象区域内における土地改良事業等の実施状況を示した図面（総括図）
- (5) 計画に定めた施設の位置及びその付近の土地利用の状況を明らかにした図面（総括図）
- (6) 農業委員会の意見書、計画に定めた施設の用に供する土地における当該施設の配置を明らかにした図面等（施設調書に添付する場合を除く）
- (7) その他参考となる図面、書類（必要に応じて添付）

〔6 の関係〕

- ① 振興計画の対象区域及び振興計画の対象区域内における農用地区域の指定状況、土地利用の方向、土地改良事業等の実施状況並びに振興計画に定めた施設の位置及びその付近の土地利用の状況を明示した1万分の1ないし5万分の1程度の縮尺の図面（総括図）が添付されていること。

なお、必要に応じて複数の事項を一葉の図面にまとめて記述して差し支えないこと。

- ② 振興計画に複数の施設を定める場合の施設の位置の図面への表示に当たっては、施設種類番号を用いることも考えられること。
- ③ 農業委員会の意見書、施設の用に供する土地の位置図、施設の用に供する土地の区域内の配置計画図、農用地区域の変更に係る図面が添付されていること。

(別紙) 施設調書

(施設番号 : ○○－１－０１)

1 施設の種類、位置、規模等

施設の種類	
施設の位置	
施設の用に供する 土地の規模 (㎡)	
施設建設等の開始 予定時期	

2 施設の建設に係る土地の状況

(1) 施設の用に供する土地の周辺の土地利用の状況

[留意事項等]

施設番号は、

- ・振興計画3の表の2に記載する振興計画より目指す農業振興の方策の内容
- ・振興計画の5の(1)の総括表に記載する施設種類番号
- ・個々の施設番号

を枝番で接続して標記するなど、農業振興との関係を施設調書まで一貫して確認することができるようにしておくことが望ましいこと。

[1の関係]

- ① 施設番号を用いる等振興計画本体に記述される施設との関係が明確となるよう記述されていること。
- ② 施設の種類、位置及び規模の記述についての留意事項は、振興計画本体（総括表）に準じること。
また、複合施設のように、一団の土地において複数の施設を同一の事業計画の下に整備しようとする場合は、当該事業計画ごとに施設調書が作成されていることが望ましいこと。この場合、施設の種類については、それぞれの施設の内容が具体的に分かるよう記述されていることが望ましい。
- ③ 施設建設の開始予定時期が明示されていること。

[2の(1)の関係]

27号各号に掲げる要件（ニ：農業上の効率的かつ総合的な利用の促進、ホ：農業振興地域における土地利用の状況からみて農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当、ヘ：地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない、ト：へのほか、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない、チ：効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない、リ：土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない等）の妥当性について判断するため、施設の用に供する土地の周辺の土地利用の状況（特に農業上の土地利用の状況）について記述されていることが望ましいこと。

(2) 施設の用に供する土地

① 現況地目別面積

(単位：㎡)

	農地			採草放牧地	農業用施設用地	山林原野	その他	計
	田	畑	樹園地					
施設の用に供する土地の規模(面積)								
うち農用地区域								

② 内訳

土地の所在・地番	現況地目	面積 (㎡)	農用地区域内 外の別	土地改良事業等受益の有無
(合計)				

(3) 施設の用に供する土地に関する土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、事業の種類等		
事業地区名		
事業施行者		
全体受益面積 (ha)		
うち施設の用に供する土地の面積 (㎡)		
工期 (着工年度~完了年度)		
土地改良事業等の施行者等との調整内容又は調整に基づき行った行為の内容		

[2 の (2) の①の關係]

施設の用に供する土地について、その面積が現況地目別に記述されていること。また、その内数として農用地区域から除外されることとなる土地の面積について記述されていること。

[2 の (2) の②の關係]

- ① 施設の用に供する土地が明らかとなるよう各筆ごとに所在、地番、現況地目、面積が記述されていること。
- ② 施設の用に供する土地それぞれについて、農用地区域内外の別、土地改良事業等の受益の有無についても分かるように記述されていることが望ましいこと。

[2 の (3) の關係]

- ① 施設の用に供する土地に係る土地改良事業等の実施状況が分かるよう事業名、事業の種類（ほ場整備事業、かんがい排水事業、農地開発事業等）等が記述されていること。

その際、振興計画に位置付ける施設の用に供することとした農用地区域内の土地が規則第4条の3第1号ロからニまでのいずれかに該当する面的整備事業を実施中である受益地及び当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していない受益地を含まないこととなることに留意すること。

- ② 土地改良事業等の工期として、工事の着工年度と完了年度（又は完了予定年度）が記述されていること。

なお、工事完了年度（又は工事完了予定年度）とは工事完了公告（工事完了予定年度にあつては、事業計画の公告）により公示された工事完了日の属する年度（又は工事完了予定年度）であること。

- ③ 土地改良事業等の施行者との間において行われた調整の内容又は調整に基づき行った行為の内容について、具体的に記述されていること。

また、土地改良施設の管理者と調整等が行われた場合は、その内容等についても合わせて記述されていることが望ましいこと。

3 1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等

4 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の要件の判断

- (1)① 農業委員会の意見の要旨（イの要件）
 - ② 農業委員会の意見の振興計画への反映の内容（イの要件）

- (2)① 縦覧日及び縦覧方法（ロの要件）
 - ② 市町村の住民の意見の要旨（ロの要件）
 - ③ 市町村の住民の意見の処理結果（ロの要件）

- (3) 定期的な検証を行う旨の明記（ハの要件）
 - ① 検証の時期
 - ② 検証の方法
 - ③ 客観性の確保の方法
 - ④ 検証結果の公表する旨
 - ⑤ 検証後講ずる措置
 - ⑥ 検証の結果、目標の達成が著しく不十分である場合には必要な措置を講ずるとともに、当該振興計画の変更又はその後の振興計画の策定等に際してそれぞれ反映する旨

[3の関係]

- ① 振興計画は地域の農業振興に関する計画であり、市町村整備計画の達成を促進する計画であるべきものであることから、振興計画に定められる施設が、振興計画の対象区域の農業の振興に及ぼす効果や市町村整備計画の達成に及ぼす効果を判断することができる内容となっていること。
- ② 振興計画本体に記述された農業振興の方向及び方策等、土地利用の方向と整合がとれた内容となっていること。
- ③ 地域の農業振興のための方策等の具現化のため、施設の建設等を予定している者と市町村の間において契約等を締結する予定がある場合等は、その内容について記述されていることが望ましいこと。

なお、この場合、契約相手方の具体的名称を記述する必要はない。

[4の関係]

振興計画が27号各号に掲げる要件を満たしているか否かを的確に判断するためには、振興計画が以下に示す要件を満たすことを判断することができる内容となっていることが望ましいとともに、単に要件を満たしているか否かにとどまらず、その判断理由が記述されていることが望ましいこと。

なお、(1)から(3)までの要件については、振興計画本体に記載されることから、施設調書には、個別施設について特記すべき内容を記述することが望ましいこと。

(4) 農用地区域から除外される土地の規模の妥当性 (ニの要件)

(5)① 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・妥当性 (ホの要件)

② 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な理由 (ホの要件)

[4 の(4)の関係 (ニの要件)]

- ① 振興計画の対象区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る見地から見て妥当な規模であることが判断できる内容となっていること。

なお、本要件の妥当な規模とは、農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る見地からみた妥当な規模であり、振興計画に定める施設の通常の利用形態にかんがみた必要規模ではないこと（計画に定める施設の通常の利用形態にかんがみた必要規模については、27号ホに掲げる要件となる。）。

- ② 振興計画は、地域の農業振興を促進する観点から定めるものであることから、土地改良事業等の受益地や振興計画の対象区域内の農用地区域の相当部分を転用するものなど、農用地区域からの除外面積が大きく当該転用により地域の農業振興に支障を及ぼすおそれがあるような規模の施設を定める計画は、27号ニに掲げる要件を満たさないこと。

[4 の(5)の①関係 (ホの要件)]

- ① 具体的な転用計画があり、定められた施設の通常の利用形態から判断して、計画地に立地することが必要かつ適当であることを判断することができる内容となっていること。
- ② 振興計画に定められた施設の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて、農用地区域からの除外が過大ではないと判断することができる内容となっていること。
- ③ 必要に応じて記述内容を補足する資料が添付されていること。

[4 の(5)の②関係 (ホの要件)]

- ① 振興計画の対象区域内において、農用地区域外に立地し得る土地がないと判断することができる内容となっていること。

例えば、農用地区域以外の土地に施設の建設等が可能な土地があるにもかかわらず、施設の建設等のために農用地区域からの除外を行う場合や農用地区域以外の土地を併せて利用することが可能であるにもかかわらず、施設全体を農用地区域内の土地で対応する場合などについては、要件を満たさないこと。

なお、土地所有者の了承を得ていることや土地の価格が安価であることを理由として、農用地区域外の土地をもって代えることが困難とすることは、適当ではないこと。

- ② 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることが要件であり、農用地区域内の土地のみを対象として代替性を検討したものは要件を満たさないこと。
- ③ 必要に応じて検討に係る土地の位置及びその付近の土地利用の状況を示した図面や位置の検討に係る土地の一覧表等が添付されていること。

(6) 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれ（への要件）

(7) (6)のほか、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響（トの要件）

[4の(6)の関係 (への要件)]

農用地区域から除外して施設の建設等を行うことにより、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断することができる内容の記述が必要であること。

例えば、

ア 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合

イ 地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合

ウ 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合

等については、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあるものとして、27号へに掲げる要件を満たさないものと考えられること。

[4の(7)の関係 (トの要件)]

① 農用地区域から除外して施設を建設等することにより、(6)のほか、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断することができる内容の記述が必要であり、施設の建設等に係る事業計画に、土砂流失防止のための土留めを設けることや農業用排水路の付け替えを行うなどの周辺農地への被害防除措置が記述されていることをもって27号トに掲げる要件を満たすことにはならないこと。

② 農用地区域内の農用地等を農用地等以外の用途に供することによって、その周辺において農業を行う者の農用地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼすおそれがある場合には27号トに掲げる要件を満たさないこと。

したがって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であり、やむを得ず農用地区域内の土地で対応する場合であっても、当該土地が除外された後において、農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼすおそれがないと判断される土地を除外するものであることが必要であり、例えば、集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じる場合や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、土地改良事業や農地流動化施策の円滑な実施に支障が生じるおそれがあると判断される場合には、27号トに掲げる要件を満たさないものと考えられること。

③ 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地等農用地の集団化、農作業の効率化等に適していると考えられる土地を農用地等以外の用途に供する場合は、地域の農業を担う者への農地の利用集積等構造政策の推進に支障を及ぼすおそれがないことについて十分検討されていると判断することができる内容となっていること。

(8) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれ（チの要件）

(9) 土地改良施設の有する機能に与える影響（リの要件）

(10) 面的整備事業の受益地の有無（ヌの要件）

(11) 土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内における農地中間管理権の存続期間の有無（ルの要件）

[4 の(8)の関係 (チの要件)]

- ① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断することができる内容となっている必要があることから、当該者へ集積されている又は集積される見込みの土地の所在を明らかにした資料により判断されることが望ましいこと。

また、当該土地が地域計画の区域内の場合には、(6)より、農業を担う者が特定されているとき又は農業を担う者の確保が見込まれているときにおいて、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供することは、地域計画の達成に支障を及ぼすため当該要件を満たさないこととされていることから、(6)による判断結果を踏まえて、本要件の判断を行うことが可能と解されること。

- ② 当該者に対する農用地の集積については、経過とともに変化することが考えられるため、農用地区域に含まれない土地とするための市町村整備計画の変更の都度、変化の状況を踏まえ判断することが望ましいこと。
- ③ 当該者へ集積されている農地及び集積される見込みのある農地がある場合には、必要な措置が講じられることが記述されていること。

[4 の(9)の関係 (リの要件)]

- ① 施設の建設等により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと判断することができる内容となっていること。

また、土地改良施設の有する機能の低下等のおそれがある場合には、現機能の維持のための措置について明示されていること。

- ② 土地改良施設を管理する者と調整を行った場合には、その内容について記述されていること。

また、必要に応じて土地改良施設を管理する者が同意をしている旨の書類が添付されていること。

[4 の(10)の関係 (ヌの要件)]

- ① 振興計画に位置付ける施設の用に供することとした農用地区域内の土地が規則第4条の3第1号ロからニまでのいずれかに該当する面的整備事業を実施中である受益地及び当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していない受益地には振興計画に位置付ける施設の用地を定め得ないこと。

[4 の(11)の関係 (ルの要件)]

- ① 土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にあるものにあつては、当該事業が担い手への農用地の利用集積の加速化及び高収益作物への転換を促進するため、事業の効果が長期にわたって最大限発揮されるよう、農地中間管理権の存続期間が一定の期間を超えている等の要件が課されていることから、農地中間管理権の存続期間においては、農用地等以外の用途に供される土地に含めないこと。

(12) 施設の建設等に係る事業の開始見込み（ヲの要件）

(13) 施設の建設等の事業の施行に関して必要となる行政庁の許可等の処分の見込み（ワの要件）

(14) 土地改良事業等施行者の同意（カの要件）

[4 の(12)の関係 (ヲの要件)]

- ① 施設の建設等に係る事業計画等から、施設の用に供するための事業が計画策定後5年を超えない日までに開始されると判断することができる内容となっていること。

なお、振興計画策定後5年以内に新たな施設の追加等により計画内容を変更することも想定されるが、27号ヲに掲げる要件を満たすためには、振興計画の変更の日（振興計画に新たな施設が追加された日）からではなく、策定の日から5年を超えない日までに追加された施設の整備事業が開始される見込みがある必要があること。

- ② 施設の整備に係るスケジュール等を記述した資料が添付されていることが望ましいこと。

[4 の(13)の関係 (ワの要件)]

- ① 行政庁による許可等の処分の見込みについて記述されていること。

なお、行政庁の許可等の処分の見込みは書面により判断することが適当であり、振興計画に当該書面が添付されていることが望ましい。

- ② 振興計画の案を縦覧する時点においては、記述することができる範囲の記述で差し支えないと考えられること。

[4 の(14)の関係 (カの要件)]

- ① 振興計画に定める施設の用に供する土地に土地改良事業等を実施中の土地が含まれる場合には、土地改良事業等の施行者の同意を得たことが記述されていること。

- ② 土地改良事業等の施行者の同意は書面により判断することが適当であり、振興計画に当該書面が添付されていることが望ましいこと。

- ③ 振興計画の案を縦覧する時点においては、記述することができる範囲の記述で差し支えないと考えられること。

5 施設調書に係る添付書類

(1) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の要件に関する書面等

① 農業委員会の意見書

② . . .

(2) 図面等

① 施設の用に供する土地の位置図

② 施設の用に供する土地の区域内の配置計画図

③ 農用地区域の変更に係る図面

④ . . .

(施設番号：〇〇－１－〇２)

. . .

. . .

. . .

(施設番号：〇〇－１－〇３)

. . .

. . .

. . .

[5 の(1)の関係]

農業委員会の意見書については、振興計画本体に添付するもので足りる場合には、添付は不要であること。

土地改良事業等施行者の同意書等 27 号各号に掲げる要件を満たすことを判断するために必要な書面が添付されていること。

[5 の(2)の関係]

- ① 位置図は、施設調書に記述した施設ごとに、施設の建設予定地の周辺における土地利用の状況が分かる 2 千 5 百分の 1 ないし 5 千分の 1 程度の縮尺の図面に施設の用に供する土地の範囲が明示されていること。
- ② 施設の用に供する土地の区域内における施設の配置計画を明示した図面が添付されていること。
- ③ 農用地区域変更予定図は、施設の用に供する土地の地番等が明示された 5 百分の 1 ないし 2 千 5 百分の 1 程度の縮尺の図面に、農用地区域から除外する土地について各筆ごとに明示されていること。
- ④ その他必要に応じ、図面等が添付されていること。

第9 その他参考様式

(様式1) 農業用施設事業計画書

農業用施設事業計画書
(設置施設：)

年 月 日作成

1 設置・管理者

氏名又は名称	
住所又は所在地	

2 設置場所

(1)土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	土地所有者 使用収益権者
			登記簿	現況		
					m ²	
(2)当該設置場所の 選定理由						

3 設置計画

(1)工期	着工予定	竣工予定	営業開始予定
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
(2)建築構造			
(3)面積	敷地面積	建物面積	延床面積
	m ²	m ²	m ²
(4)客席数	席		
(5)駐車場	有 (台、 m ²) ・ 無		
(6)駐車場有りの場合、駐車場台数の考え方			
(7)附帯施設	有 (倉庫・休憩所・トイレ・ ()) ・ 無		

4 メニュー

5 営業時間

6 雇用予定人数

7 年間に使用する農畜産物等

区分	品目	1年当たりの量及び金額	
		量(kg)	金額(円)
(1)設置・管理者が生産する農畜産物及び農畜産物等加工品			
小計			
(2)設置場所の市町村内又は農業振興地域内で生産される農畜産物(上記(1)以外)			

小 計			
計((1)+(2))		Ⓐ	Ⓑ

(3)その他の食材			
計		Ⓒ	Ⓓ

材料全体に対する自己の生産する農畜産物等 及び自己の生産する農畜産物等加工品の割合	量(Ⓐ/(Ⓐ+Ⓒ))	金額(Ⓑ/(Ⓑ+Ⓓ))
	%	%

(記載注意)

- 1 表外の「設置施設」は、設置する農業用施設の種類（加工施設、農家レストラン等）を記載すること。
- 2 3の(2)の「建築構造」は、木造、鉄筋コンクリートなど建物の構造を記載すること。
- 3 3の(6)の「駐車場有りの場合、駐車場の台数の考え方」は、3の(5)の「駐車場」に記載した台数の根拠を記載すること。
- 4 4の「メニュー」には、飲料も含まれる。
- 5 7の「年間に使用する農畜産物等」については、飲料・調味料等も含まれる。

(様式2) 開発許可申請書 (法第15条の2第1項)

開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

都 道 府 県 知 事
殿
(指定市町村の長)

申請者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

下記により開発行為()をしたいので、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定により許可を申請します。

1 開発行為に係る土地の所在、地番、地目、面積等	土地の所在	地 番	地 目		面積 m ²	農用地利用 計画で指定 された用途	土地の所有者 使用収益権者
			登記簿	現況			
2 開発行為後の土地又は建築物等の用途							
3 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日						
4 ① 開発行為が宅地の造成、土地の開墾、農用地間における用途の変更である場合 工事 計 画 の 概 要	切土又は盛土をする土地の面積	m ²	切土又は盛土の土量	切土 盛土	m ³ m ³	地盤及び土質の状況	
	土留及び法面処理の方法						
	工事中及び工事完了後の排水処理の方法						
	② 開発行為が鉱物の掘採、土、岩石又は砂利の採取、物件の集積等である場合	掘採〔採取〕 集積等	の方法			土地の形質を変更する面積	m ²
	"		量			掘採(採取、集積等)後の土地の形状	
	"		設備				
③ 開発行為が建築物等の新築等である場合	敷地面積	m ²	建築面積	m ²		建築物等の規模及び構造	
	工事後の排水処理の方法						
5 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要							
6 4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要							
7 資金計画及びその調達計画							
8 その他参考となるべき事項							

(記載注意)

- 1 表外の括弧内は、例えば、宅地の造成、土地の開墾、砂利の採取、鉱物の掘採、建築物の新築、工作物の改築等開発行為の種類を記載すること。
- 2 4の①の「地盤及び土質の状況」欄には地盤の硬軟及び土質の砂質又は粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄には例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留めをし法面は芝張りをする等を、それぞれに記載するとともに、「工事中及び工事完了後の排水処理の方法」欄には工事中又は工事完了後の表流水、湧水又は工事用用水の排水経路、排水量、排水時期及び排水のために使用する水路の用途及び規模等の点を具体的に記載し、要すれば図面に排水経路等を明示して説明すること。
- 3 4の②の「掘採（採取、集積等）の方法」欄には露天掘、階段状集積等の種別を、「掘採（採取、集積等）後の土地の形状」欄には掘採前と同様の形状とする等を、それぞれ記載すること。
- 4 4の③の「建築物等の規模及び構造」欄には、建築物にあつては例えば床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等を、道路等にあつては幅員〇〇m、延長〇〇m等を、それぞれ簡明に記載するとともに、「工事完了後の排水処理の方法」欄には、排水の種類、排水経路、排水量、排水時期、処理の要否及び処理の方法、排水のために使用する水路の用途及び規模等の点を具体的に記載し、要すれば図面に排水経路等を明示して説明すること。
- 5 5の「農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要」欄には、開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途である場合に、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要として、例えば、砂利の採取後は埋め戻して採取前の土地の形状と同様にする等と記載すること。
- 6 6の「4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要」欄には、申請に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合又は農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合に、それを防止するための措置で4の欄に記載した措置以外の措置の概要を記載すること。
- 7 7の資金計画の調達計画については、これを裏付ける資料を添付する。
- 8 8の「その他参考となるべき事項」欄には、申請に係る開発行為を行うことについて都市計画法、森林法その他の法令（条例を含む。）による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

(様式3) 開発許可意見書 (法第15条の2第3項)

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2
第3項の規定による許可申請に係る意見書

市町村長 (指定市町村の長を除く。)

申請人の住所、氏名又は 名称及び代表者の氏名		住 所 名 氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	
申 請 に 係 る 事 項	土 地 の 所 在 、 面 積	所 在	都 道 市 町 大字 番地 府 県 郡 村
		合 計 面 積	m ²
	農用地利用計画で指定された用途		
	開発行為後の土地又は建築物等の用途		
開 発 行 為 に 対 す る 事 項	事 項	意見及び意見決定の理由	
	1 法第15条の2第4項 第1号に該当するか否か	※ 該当する	該当しない
		(その理由)	
	2 同項第2号に該当するか否か	※ 該当する	該当しない
		(その理由)	
	3 同項第3号に該当するか否か	※ 該当する	該当しない
		(その理由)	
4 総合意見			
5 許可相当と認められる場合に付すべき条件			
6 その他参考となるべき事項			

(記載注意)

- ※の欄は該当するものに○印をつけること。
- 「その他参考となるべき事項」欄には、開発行為を行うことについて都市計画法、森林法その他の法令(条例を含む。)による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況について記載すること。

(様式4) 開発協議書 (法第15条の2第8項)

開 発 協 議 書

年 月 日

都 道 府 県 知 事
殿
(指定市町村の長)

申請者 氏名

下記により開発行為()をしたいので、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第8項の規定により協議します。

1 開発行為に係る土地の所在、地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積	農用地利用計画で指定された用途	土地の所有者 使用収益権者
			登記簿	現況			
					m ²		
2 開発行為後の土地又は建築物等の用途							
3 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日						
4 工事計画の概要	① 開発行為が宅地の造成、土地の開墾、農用地間における用途の変更である場合	切土又は盛土をする土地の面積	m ²	切土又は盛土の土量	切土 m ³ 盛土 m ³	地盤及び土質の状況	
		土留及び法面処理の方法					
	工事中及び工事完了後の排水処理の方法						
	② 開発行為が鉱物の掘採、土、岩石又は砂利の採取、物件の集積等である場合	掘採〔採取〕の方法				土地の形質を変更する面積	m ²
		量				掘採(採取、集積等)後の土地の形状	
		設備					
工事中及び工事完了後の排水処理の方法							
③ 開発行為が建築物等の新築等である場合	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	建築物等の規模及び構造		
	工事完了後の排水処理の方法						
5 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要							
6 4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要							
7 予算措置等の状況							
8 その他参考となるべき事項							

(記載注意)

- 1 表外の括弧内は、例えば、宅地の造成、土地の開墾、砂利の採取、鉱物の掘採、建築物の新築、工作物の改築等開発行為の種類を記載すること。
- 2 4の①の「地盤及び土質の状況」欄には地盤の硬軟及び土質の砂質又は粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄には例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留めをし法面は芝張りをする等を、それぞれに記載するとともに、「工事中及び工事完了後の排水処理の方法」欄には工事中又は工事完了後の表流水、湧水又は工事用用水の排水経路、排水量、排水時期及び排水のために使用する水路の用途及び規模等の点を具体的に記載し、要すれば図面に排水経路等を明示して説明すること。
- 3 4の②の「掘採（採取、集積等）の方法」欄には露天掘、階段状集積等の種別を、「掘採（採取、集積等）後の土地の形状」欄には掘採前と同様の形状とする等を、それぞれ記載すること。
- 4 4の③の「建築物等の規模及び構造」欄には、建築物にあつては例えば床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等を、道路等にあつては幅員〇〇m、延長〇〇m等を、それぞれ簡明に記載するとともに、「工事完了後の排水処理の方法」欄には、排水の種類、排水経路、排水量、排水時期、処理の要否及び処理の方法、排水のために使用する水路の用途及び規模等の点を具体的に記載し、要すれば図面に排水経路等を明示して説明すること。
- 5 5の「農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要」欄には、開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途である場合に、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要として、例えば、砂利の採取後は埋め戻して採取前の土地の形状と同様にする等と記載すること。
- 6 6の「4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要」欄には、申請に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合又は農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合に、それを防止するための措置で4の欄に記載した措置以外の措置の概要を記載すること。
- 7 7の「予算措置等の状況」については、これを裏付ける資料を添付すること。
- 8 8の「その他参考となるべき事項」欄には、申請に係る開発行為を行うことについて都市計画法、森林法その他の法令（条例を含む。）による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

(様式 5) 違反開発行為報告書 (法第 15 条の 3)

違反開発事案報告書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長 (指定市町村の長を除く。)

農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3 の規定に該当すると認められる事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	年 月 日	違反開発発生年月日	年 月 日				
違反開発の内容							
違反行為者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名							
違反行為に係る土地の所在、地番、地目、面積又は建築物等	土地又は建築物等の所在	地 番	地 目		面 積	建築物等	
			登記簿	現 況		棟 数	面 積
					m ²	棟	m ²
違反行為に係る土地の農用地利用計画で指定された用途							
土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反行為に関する面積	施行時期		
法第 15 条の 2 第 1 項の許可を得ている場合の 開発許可処分の内容 〔開発許可条件等に違反している場合に記載すること〕	許可年月日						
	許可に係る用途						
	許可に付した条件						
	許可を受けた開発行為者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名						
違反行為に至るまでの経過							
開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼす影響							

他法令等により許認可等を要する場合はその手続等の状況	
関係者からの事情聴取の内容	
市町村のとった措置	
市町村の意見	
その他参考となるべき事項	

(添付書類) 違反開発に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面

(様式 6) 違反開発行為通知書 (法第 15 条の 3)

通 知 書

番 号
年 月 日

違反開発行為者名

都道府県知事 (指定市町村の長)

貴殿は、次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3 の規定に掲げる者に該当するので、直ちに当該開発行為を中止されたい。(又は復旧に必要な行為をされたい。)

これに応じない場合には、同条の規定による命令をする方針であるので、これに対し意見があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内に書面により又は当庁に出頭してその事情を弁明されたい。

なお、口頭により弁明される場合には、その際にその要旨を書面により提出されたい。

違反行為に係る土地の所在、地番、地目、面積又は建築物等	土地又は建築物等の所在	地 番	地 目		面 積	建築物等	
			登記簿	現 況		棟 数	面 積
					m ²	棟	m ²
法第 15 条の 3 に該当する内容及びその理由							

(注) この通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内に弁明することができない場合には、その理由を当職に連絡すること。

(様式 7) 違反開発行為命令書 (法第 15 条の 3)

命 令 書

番 号
年 月 日

違反開発行為者名

都道府県知事 (指定市町村の長)

農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3 の規定に基づき、下記土地 (又は建築物その他の工作物) に係る
開発行為の を命ずる。

記

- 1 土地又は建築物その他の工作物の表示
- 2 命令の内容
- 3 命令する理由
- 4 復旧完了の時期
- 5 その他必要な事項

[教示] この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して 1 年以内に、都道府県知事 に対し審査請求をすることができる。

この処分の取消しを求めるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して 1 年以内 (ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から 6 か月以内) に、都道府県 を被告として (訴訟において 都道府県 を代表する者は 都道府県知事 となる。) 処分の取消しの訴えをすることができる。

(留意事項) 指定市町村にあつては、下線の部分は、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

[注意事項]

- 1 この命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により当職あて届け出ること。
- 2 この命令の履行を定められた期日までに完了できなかつたときは、その理由及び命令の履行状況についての報告書を当職あて提出すること。

(様式 8) 勧告対象事案報告書 (法第 15 条の 4 第 1 項)

勧告対象事案報告書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長 (指定市町村の長を除く)

農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 4 第 1 項の規定に該当すると認められる事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	年 月 日	勧告すべき事態が発生した年月日	年 月 日			
開発行為の内容						
開発行為者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名						
開発行為に係る土地の所在、地番、地目、面積又は建築物等	土地又は建築物等の所在	地 番	地 目	面 積	建築物等	
			登記簿		現 況	棟 数
				m ²	棟	m ²
勧告を必要とする理由	〔 開発行為により農用区域内において災害を発生させ又は農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼしている事態の態様、程度及びその他の事情を具体的に記載すること。 〕					
市町村のとした措置						
市町村の意見及び勧告すべき内容						
その他参考となるべき事項						

(添付書類) 開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面

(様式 9) 勧告書 (法第 15 条の 4 第 1 項)

勧 告 書

番 号
年 月 日

開発行為者の住所、氏名

都道府県知事 (指定市町村の長)

農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記土地 (又は建築物その他の工作物) に係る開発行為について次のとおり勧告する。

なお、措置を講ずべき期間内に必要な措置を行わないときは、勧告に従わなかった旨及び勧告の内容を公表することがある。

記

- 1 土地又は建築物その他の工作物
- 2 勧告の内容
- 3 勧告する理由
- 4 措置を講ずべき期間
- 5 その他必要な事項

[注意事項]

- 1 この勧告の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により当職あて届け出ること。
- 2 この勧告の履行を定められた期日までに完了できなかったときは、その理由及び勧告の履行状況についての報告書を当職あて提出すること。